

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（3）			
日 時	平成 27 年 9 月 29 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 5 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	山田委員長、秋元副委員長、中村（岩雄）・高野・松田・ 中村（吉宏）・濱本・面野・小貫各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・産業港湾・教育各部長、産業港湾部参事、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

千葉委員が松田委員に、高橋龍委員が中村岩雄委員に、鈴木委員が中村吉宏委員に、酒井隆行委員が濱本委員に、林下委員が面野委員に、新谷委員が小貫委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、公明党、民主党、新風小樽、自民党の順といたします。

共産党。

---

○高野委員

◎社会の変化に対応した教育の推進について

社会の変化に対応した教育の推進についてお伺いしたいと思います。

基本方針では、身近な教育資源を積極的に活用するなど、ふるさと教育の推進に努めると記載しております。

取組では、社会科副読本「わたしたちの小樽」や「おたるの自然」を配付とのことでありますが、この「わたしたちの小樽」「おたるの自然」は何年生に配付されるのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

社会科副読本「わたしたちの小樽」は、冊子として小学校 3 年生に配付され、4 年生までの間、2 年間使用しております。

「おたるの自然」につきましては、CD-ROMで各小学校に配付され、理科の教材として、3 年生から 6 年生まで使用しております。

○高野委員

「わたしたちの小樽」や「おたるの自然」は、いつごろから使われているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

「わたしたちの小樽」につきましては、昭和 57 年発行、「おたるの自然」については、平成 2 年発行となっております。一部改定しながら現在まで使用されております。

○高野委員

「わたしたちの小樽」や「おたるの自然」の配付以外の、ふるさと教育の取組を具体的にお知らせください。

○（教育）指導室主幹

これ以外でございますが、主に総合的な学習の時間の中で、例えば古発川を調べる学習を行っている学校ですとか、地域の縄文時代の遺跡、歴史的建造物の学習を行い、観光客にガイドを行う「おたる案内人」の取組など、各学校において小樽の自然や歴史・文化を学ぶ取組が行われております。

○高野委員

今、お話がありましたけれども、小学生では、職場の見学や体験などをされているということもお伺いしております。小学生での職場見学や体験などの行き先が多い場所は、例えばどういうところになるのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

小学校で多く行かれているところでございますが、地域の商店街ですとか、具体的に言うと、かまぼこ工場、また消防署や警察署などの公的機関が多くなっております。

○高野委員

また、中学生も職場体験をされているということもお伺いしておりますけれども、中学生の職場体験では、具体的にどういうところに行かれていることが多いのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

中学校の職場体験でございますが、多いのが幼稚園や保育所での体験、あとは地域の飲食店等が多くなってございます。

○高野委員

地域の飲食店は、具体的にどういうところでしょうか。

○（教育）指導室主幹

すし屋ですとか、和菓子店等となっております。

○高野委員

この職場体験には、こういう見学も含まれますけれども、農業や漁業というのは入っているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

中学校の職場体験については、市内での農業・漁業等はございませんが、修学旅行先で、青森県や岩手県で民泊をし、そこで農業体験している学校がございます。

○高野委員

先ほど、お話がありましたが、小樽市の農家は、平成17年に249戸あり、22年には216戸と、33戸も減っているわけです。漁業で働く人も、17年の504人から22年には417人と、87人減っています。働く人が減っているさまざまな理由があると思うのですが、跡継ぎがないという、こういうことも問題があるのではないかと考えます。

今、修学旅行で、道内でもなく、市内でもなく、青森やほかのところで農業や漁業を体験するのではなく、やはり地元の農業や漁業の体験や、もっと魅力を伝えるということも必要なのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

農業につきましては、例えばブドウ栽培ですとか米づくり等の農業体験を、地域の方の指導を受けてされている学校もございます。

あと、漁業に関しましては、例えば北海道漁業協同組合連合会の出前授業を実施している学校もありまして、漁師から生きたタコやシャコ、道具を手にとって、その漁の説明を受け、身近な教育資源を積極的に活用することで子供たちは意欲的に学習しているという実践もございますが、このような体験学習は、農業や漁業の魅力を伝えるきっかけとして必要であると考えております。

○高野委員

今、先ほど、ブドウ栽培の体験をしたり、漁師から直接お話を聞いたりしているところもあるというお話だったのでございますけれども、そういう体験をしている学校は大体何校ぐらいあるのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

正確な数字はお答えできないのですが、各学校では、何らかの形で学習していると思われまして。

○高野委員

では、市内で漁業や農家の体験をされている学校はあまり多くはないということよろしいのでしょうか。

○（教育）指導室長

今、委員がおっしゃったように、小樽の産業というところで言いますと、漁業で言えば、今、先ほど主幹が言いましたように、漁師を実際に学校に呼んで、実際に魚を見ながらというような授業が、ここ数年増えてきています。

それから、農業に関しましては、地域性ということもございますので、やはりなかなか校数が増えていかないと

いうことも現状でございます。

いずれにしても、小樽の産業として重要なものとして捉えてございますので、今後とも、学校には、そういう体験的な学習の充実という部分では指導してまいりたいというふうに思っております。

**○高野委員**

このふるさと小樽の学習を始めて、子供たちの反応といいますか、そういう点はどのようなのでしょうか。

**○（教育）指導室主幹**

実際に、現地に行って働く方の話を聞いたり、さまざまな体験をする学習につきましては、実感を伴った理解を得られますので、子供たちにとっては学習意欲が高まり、学ぶことの楽しさですとか、成就感を体得させる上で大変有効であると考えております。

**○高野委員**

実際、市内の小学校に行かれています児童ですとか、そういう方からも、そういう体験というのは、やはり思い出といいますか、心に残るといふ話も実際私は聞いていますので、ぜひそういう体験もしていただきたいと思います。

**◎学校給食について**

次に、学校給食の質問に移らせていただきます。

米飯給食について、道教委がまとめている北海道の学校給食では、米飯給食の実施状況が載っています。委託炊飯の週 2 回以下の学校数について、過去 3 年間の推移を示してください。

**○（教育）学校給食センター副所長**

北海道の学校給食によりますと、委託炊飯が週 2 回以下の学校数につきまして、まず平成24年度は、全部で75校、そのうち小樽市が40校、率にして53パーセント、それから25年度につきましては、全部で63校、そのうち小樽市が38校、率にして60パーセント、26年度は、全部で62校、そのうち小樽市が38校で、率にして61パーセントという状況になっております。

**○高野委員**

平成24年度では、小樽市以外で35校が週 2 回以下の米飯給食でしたが、26年度は、小樽市以外が24校に減っています。北海道の中でも極端に少ない回数の米飯給食となってしまいました。このことについて、教育委員会としてどのような対応をしようとしているのでしょうか。

**○（教育）学校給食センター副所長**

米飯給食の回数が週 2 回というのは少ないというふうに私も認識はしております。

現在、米飯給食の供給におきましては、米飯食器の洗浄と運搬を委託しておりますので、米飯給食の回数を増やすと、一般会計の持ち出しとして洗浄や運搬回数が増えますので、この分の委託料が一般会計の持ち出しとして増額してしまうということで、なかなか回数を増やすことができないという状況になっております。

しかしながら、現在、米飯食器が樹脂食器と磁器食器混在しておりまして、その分、洗浄コストが非常に高くなってはおりますが、全部樹脂食器に切りかわった際には、洗浄コストが下がるというふうに聞いておりますので、その分を回数増に何とかできないか、今後、見極めてまいりたいというふうに考えております。

**○高野委員**

平成26年度の残食状況について、調査はどうしているのでしょうか。

また、学校給食は教育の一環ですので、全校でどの程度残食があるのか、全校調査できるようにならないのでしょうか。

**○（教育）学校給食センター副所長**

まず、平成26年度の残食状況調査でございますが、こちらは、26年度、学校給食センターとしては実施しておりません。

残食調査につきましては、非常に重要と考えておりますが、洗浄の作業時間や人員の問題など、委託側の負担が大きくなってしまいうということもありますので、現在、全校の調査は難しいと考えております。

しかしながら、抽出サンプリング等で調査する方向で、現在、検討は進めております。

#### ○高野委員

事務執行状況によりますと、小樽市の稲作農家の生産量は40トンということで、小樽市だけでは難しいと思うのですけれども、北後志と連携して、また後志における学校給食の産地創出の事業を産業対策として検討してはいかがでしょうか。

#### ○（教育）学校給食センター副所長

まず先立ちまして、給食センターの現状、米の現状について簡単に説明させていただきます。

小樽市給食センターでは、米につきましては、北海道学校給食会を通じて納入しておりますが、その際、J A新おたる産、北後志のエリアの米を優先して納入してもらうように申入れを行っております。

平成26年度の実績では、J A新おたる産3割、他の後志産が7割というふうになっておりまして、J A新おたる産、いわゆる北後志産だけではなかなか給食のロットは賄えないと考えております。

今後とも、まずはJ A新おたる産を優先してもらうように、給食会への働きは強めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○（産業港湾）農政課長

小樽市としましても、高野委員がおっしゃるように、稲作の規模は小さいですが、大切な産業として位置づけております。

米の生産につきましては、平成23年度ですが、米の再生というか、水田の再生ということで新おたる農協管内地域農業再生協議会を立ち上げておりまして、小樽市、仁木町、積丹町、古平町、赤井川村で、5市町村と農協で広域の市町村協議会を立ち上げております。これは、道内で114ほど協議会がございますが、岩見沢と美唄、三笠、その協議会とうちの協議会、岩見沢は二つの協議会に分かれていますのですけれども、3協議会、114の中で3協議会ということで、少し珍しいのですが、協議会を立ち上げておりまして、流通販路の拡大や地産地消の観点からも大事なものだということでいろいろ対策をとっております。

特に、後志管内は、比較的温暖に恵まれて、土壌も栽培に適した砂壤土、砂を多く含む土壌でありますので、低たんぱく米といって、米はおいしいというような部分があるのです。特有の地域のメリットを生かし、推進していかなければならない、また安心・安全な作物ということで、こだわりの米とか、クリーン米の生産方法の確立を狙って協議会を運営しております。

米も含めまして、後志全体で、センサスを見ても農業生産額というのは7億5,000万円ほどなので、これ自体を見ると小さいかなというふうに思われるのですが、これに付随する農業機械や器具、それから肥料、ビニールハウス等の鉄材・資材、ビニール、それから農薬とか、軽油を使います。それから、運搬するというので、運輸関係のお世話になりますし、保険の部分でも農業保険というのに入っておりますので、そういったことで一つの産業としては、本当に重要なことだと思いますので、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

#### ○高野委員

小樽だけで米を給食に出すというのは大変厳しいというお話だと思うのですけれども、それでは米以外で、野菜なども含めて、小樽でとれた食材を学校給食で出しているものはあるのでしょうか。

#### ○（教育）学校給食センター副所長

今、手元に具体的な数字はございませんが、キャベツ、トマト、そういったものにつきましては、時期によって小樽産は入っております。

## ○高野委員

そのキャベツ、トマトが入ったときに、これは地元でとれたものだということを、子供たちはわかるようにはなっているのでしょうか。

## ○（教育）学校給食センター副所長

現在、野菜類につきましては、当日納品ですから、当日までどこ産地のものが入るかというところまでは、押さえられない状況でございます。小樽産が入った際には、今のところ、子供たちにお知らせすることはできておりませんが、今後、何らかの方法で、「今日の野菜は小樽産です」みたいなお知らせができないか、考えてまいりたいと思います。

## ○高野委員

よろしく申し上げます。

今日のしんぶん赤旗に、栄養職員コラムの最終回が載ってまして、ここには生産者の方と話す、子供たちの学びや想像だけではない、現実と直接的な言葉によってぐっと深まる、魚のおいしさを知ってもらえるならいくらでも協力する、またこの子供たちが自分たちを応援してくれるならよい米をつくると言ってくれる、このような状況が小樽市でも生まれれば、私も本当にうれしいと思います。また、このコラムでは、日本の農業や食文化において、給食が最後のとりでと言われる、子供たちが自分たちで会得した体験から生まれる感情は、10年すれば日本食の価値観となると述べています。この視点は学校給食において大変重要だと考えます。

先ほど、ふるさとのそういう体験や学習もそうですけれども、やはり郷土に親しみを持つと同時に、学校給食を通じて地元の産業をつくる、また応援するという行政としての対策も必要ではないかと考えます。そのためにも、産地を小樽また後志の米だとわかる、そして、そこに給食で出された米が、実際、自分たちが、今日出された御飯が地元産なのだよということまで食べて、実感して、それを体験、食べて体験学習をする、学校給食はこういう教育効果もあると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

---

## ○小貫委員

### ◎市税の状況について

まず財政について、市税に関してお伺いしたいと思います。

代表質問でも、市税の状況についてお伺いいたしましたけれども、この代表質問の答弁の場合、実際の予算と3億円も開きがあることについて言ったときに、チームをつくって収入率向上が図られたためだと述べていて、決して予算を低く見積もったわけではありませんということでした。

それで、どの税目でも収入率が上がったということですので、主な税目において、収入率の予算と決算の比較を、滞納繰越分と現年課税分を分けて説明していただきたいと思います。

## ○（財政）税務長

主な税目における収入率の予算と決算の比較を、滞納繰越分と現年繰越分に分けてということでございますが、今回、予算と決算で約3億3,800万円増額しております、そのうち、個人市民税で約9,600万円、固定資産税・都市計画税で約2億2,600万円を占めておりますので、個人市民税と固定資産税・都市計画税について説明いたしたいと思います。

まず、個人市民税の現年課税分におきましては、予算での収入率が97.5パーセント、決算の収入率が98.3パーセント、滞納繰越分では、予算が32.0パーセント、決算で40.7パーセント。

次に、固定資産税・都市計画税ですが、固定資産税の現年度分が、予算で91.6パーセント、決算で93.1パーセント、滞納繰越分については、予算で2.5パーセント、決算で4.2パーセント、また、都市計画税の現年課税分は、予算で90.8パーセント、決算で92.4パーセント、滞納繰越分については、予算で2.6パーセント、決算で4.2パーセン

トとなっております。

○小貫委員

今、伺いますと、滞納繰越分についてですが、個人市民税の場合、予算で32パーセントが決算で40.7パーセントということで、8.7パーセントも引き上がっていると。若しくは固定資産税においても2.5パーセントから4.2パーセント、都市計画税が2.6パーセントから4.2パーセントということで、非常に大きな引上げが図られているということなのです。

それで、この収入率の予算計上の方法についてですけれども、代表質問の答弁では、過去の収入率をベースにしているという答弁でした。それで、私が改めて調べてみて、個人市民税の所得割を見てみたら、2年前の決算の収入額、収入率とほぼ同率という形になっていました。ですから、その部分については納得がいったのですけれども、法人市民税や固定資産税・都市計画税については、どのように算出しているのか、説明してください。

○（財政）税務長

収入率の予算計上の考え方についてでございますけれども、法人市民税、固定資産税・都市計画税におきまして、収入率の計算上の考え方につきましては、11月時点で新年度の予算策定をいたしますけれども、その際に、前年度の決算並びに当該年度の決算見込額の収入率を基に算出しているところでございます。

○小貫委員

そこをもう少し具体的に説明していただきたいかったですけれども、その範囲は代表質問での部長の答弁で大体含まれると思うのですが、もう少し具体的に説明してください。

○（財政）税務長

個人市民税の現年度分でいきますと、平成24年度の決算が97.5パーセント、25年度の見込額が97.2パーセントということで、見込額については、26年度見込額97.5パーセントということで試算をしております。

都市計画税につきましては、現年度が91.7パーセント、25年度の決算見込額が91.7パーセントということで、予算額については、91.6パーセントということで見込んでいるところでございます。

○小貫委員

先ほど、固定資産税と都市計画税については、前年度決算と見込みが、前年度決算と決算見込みについては両方も91.7パーセントだけれども、予算計上のときは91.6パーセントとした、その根拠は何ですか。

○（財政）資産税課長

今、税務長から答弁させていただいた部分で、固定資産税につきましてもう一度説明いたします。

固定資産税の平成24年度決算の収入率が91.6パーセント、25年度の決算見込みが91.7パーセントということで、26年度の予算といたしましては、収入率を91.6パーセントとしております。

また、都市計画税につきましては、同じく24年度決算が90.6パーセント、25年度決算見込みが91.1パーセントということで、26年度予算につきましては、90.8パーセントというパーセンテージを採用しております。

○小貫委員

要は、この平成26年度のケースでいけば、24年度決算と25年度決算見込みの平均ということで算出しているということでしょうか。

○（財政）資産税課長

一応は、平均値を出しまして決定しています。

○小貫委員

次に、先ほど答弁いただいたように、滞納繰越分の収入率が上がっているわけですけれども、昨日の決算特別委員会でも、今日、新聞報道がありましたように、グループ制の内容についていろいろやりとりがありました。それと同時に、滞納者への取立てが非常に厳しくなっているというので、私たち日本共産党小樽市議会議員団の下にも、

ここ最近、本当にそういう相談者が増えてきています。そして、その差押えの状況についてですけれども、5年間の推移について示していただきたいと思います。

○（財政）納税課長

過去5年間の差押えの件数と差押えによる市税充当額についてお答えさせていただきます。

5年前ということで、平成22年度からで、22年度は差押件数1,190件、市税充当額が約5,400万円、23年度が1,147件で市税充当額4,800万円、24年度が件数1,704件で市税充当額6,900万円、25年度が1,748件で7,200万円、26年度が2,404件で8,900万円となっております。

○小貫委員

件数で言えば、差押えの件数が平成22年度の倍になっていると、こういう現状で、これを基にやはり、こればかりではないですけれども、収入率が上がってきているのかなというふうには思うのですが、この滞納繰越分についてですけれども、24年度からグループ制を導入したということで、この制度導入からどのように収入額が変わってきているのか、示してください。

○（財政）納税課長

グループ制導入以降の滞納繰越分の収入額についてでございますけれども、まずグループ制を導入いたしました平成24年度が滞納繰越分収入額3億1,800万円、25年度が3億5,300万円、26年度が3億2,800万円となっております。

○小貫委員

ただ、そうすると、平成24年度が3億1,800万円だということで、26年度が3億2,800万円ということは、あまり増えていないのですけれども、それでグループ制を敷いたからなのだというのが、その辺もう少し内容を詳しく説明していただけますか。

○（財政）納税課長

先ほども収入率のお話がありましたけれども、滞納繰越分だけではなく、現年度も含めて収入率が上がっておりまして、特にグループ制導入により、現年度に力を入れて、新たな滞納者を増やさないという対策という部分も非常に大きかったものですから、現年度の分としてはかなり上がっているものだと考えております。

○小貫委員

それで、今、滞納繰越分の市税収入も先ほど述べていただきましたけれども、滞納繰越分の収入と、先ほど述べていただいた差押えによる市税の充当額のこの割合について、推移を示していただけますか。

○（財政）納税課長

グループ制導入以降のということで、市税充当額の割合ということで、平成24年度は22パーセント、25年度は21パーセント、26年度は27パーセントとなっております。

○小貫委員

グループ制導入前のも欲しかったのだけれども、結局、意図としては、滞納繰越分を納めるのに差押えという手段が主流になりつつあるのではないかということを見つけたわけですが、今見た数字でも、平成24年度が、滞納繰越分に対して差押えの分が22パーセントですと。26年度は、これが27パーセントに引き上がっていますということだと思っております。

それで、次の質問に行きますけれども、もちろんこういう税金の滞納というのはいけないことです。やはりそれはしっかり納めるということが基本だと思います。でも、この税金を滞納しているという、やはり後ろの事情というのを、代表質問でも言いましたけれども、丁寧にやはり聞いていくことが私は重要だと思っています。

それで、税金を滞納している主な理由というのが何なのか、なぜ税金が払えないのか、そして、そのことについてどのような対策を行っているのか、この辺はいかがですか。

### ○（財政）納税課長

まず、税の大前提の話で、言うまでもない部分ではありますが、税というのは、地方公共団体の歳入の根幹をなすもので、徴収については事細かに法律に定められていることから、基本的には法律にのっとって進めなければならないという部分がございます。また、市の公共サービスを維持するという意味でも、また大多数の優良な納税者への公平性・公明性を図るという意味でも、優良な納税者が納得する取組というのが必要と考えておりました。それらといろいろな事情ですとか、それらのバランスの中で業務を進めていく必要があると考えております。

そこで、まず差押えによる納税を迫るのが主流になっているのではないかと御指摘についてですけれども、最初は、当然、督促状が送られまして、それでも納付がなければ、まずは軽めと言ってはあれですけれども、軽めの納付してくださいというような文書も送付するのですが、やはりある程度、段階を踏んで納めていただけない場合には、地方税法上、滞納になった場合は差押えをしなければならないという義務規定になっております。そのようなことから、財産調査を行い、財産があるにもかかわらず納付されないということになれば、やはりある程度、差押えを前提としていた進め方にならざるを得ないかというふうに考えております。

また、丁寧に事情を聞くべきというお話ですけれども、これまでも相談があれば、基本的にはまず話を聞くようにしております。ただそれぞれの収入状況ですとか財産状況によって、最終的に判断いたしますので、場合によっては相談された内容どおりに応じられないという場合もございます。また、あと病気になったとか失業したというような特別な事情があって、どうしても納められないような場合についても、これまでもしっかり相談に乗りまして、実情に応じた納税方法を勧めるなど、柔軟に対応しているところであります。

滞納している主な理由ということですが、それぞれあるのですけれども、やはり相談があるのは、失業したですとか、転職して給与が下がったですとか、あとは例えばローンがあってというような案件があると思っております。それらについては、状況を確認しながら、全て言い分どおりになるとは限りませんが、法律の範囲内で例えば猶予をするなりということも考えながら進めております。

### ○小貫委員

今あった失業や転職という件については、納税課長が言うように一定の対応はできると思うのですが、やはりなぜ払えないのですか。基本的に収入に応じて税金というのはいかかっているわけだから、払えないということが本来おかしい話なのだと思うのです。なぜそれなのに払えないのかというところをきちんと押さえていかないといけないのではないかと、私は思っているわけです。

先ほど、差押えが、納税を迫る形が主流にならざるを得ないみたいな感じを述べていましたけれども、それでも私、前期の議員のときに相談を受けたときは、まだその差押えに至るまでもう少し連絡をとってやっていたということ聞いています。ところが、最近多い相談は、文書は来たけれども、いつの間にか、要は、文書の封をあけずに放っていたらいつの間にか差し押さえられていたという相談も多いわけです。こういう中で、実際にこの差押えに至るまでに、どのようにして、この納税者というか、納税義務者とのやりとりというのがあってから差押えに至っているのか、その辺の現状をお聞かせいただけますか。

### ○（財政）納税課長

現状で申しますと、全ての滞納者と接触するというのはなかなか難しい部分がありますけれども、状況に応じて接触できる部分については接触していることもあります。

ただ、基本的には、お送りした文書をまず見ていただきたいというのが一つございまして、それを見て相談があるのであればぜひ相談していただいて、その中身を判断した上で、今後どのように納付するかという相談に応じる形で考えております。

### ○小貫委員

その部分で、例えば電話連絡をしていますとか、訪問はしていますなど、そういうことはやっていないのでし

ようか。

○(財政) 納税課長

少なくとも必ずやっているという部分ではございませんけれども、必要に応じて電話をしたり臨戸したりということはやっております。

○小貫委員

その必要に応じてというのは、どこで判断しているのでしょうか。

○(財政) 納税課長

まず、基本的には自主納付というのが大原則ですので、まずは連絡をくださいというのが基本的なスタンスと考えているのですが、その中で財産調査をして、なかなか支払いが難しいのではないかとというのが財産調査の中でわかったり、また、そのような状態があったときには電話をかけて、どういう状況か、分納できるのかどうかなどを聞き取ったりということをしております。

○小貫委員

今は、グループ制で、現年度課税分を強化して、滞納が生まれないようにしていると、そのことは大変重要なことだと私は思いますけれども、それで、結局、地方税法になるのか、税金は、基本的には1年です。ただ、特別な場合は、猶予は2年までですということで、2年以内に全て滞納を支払いなさいという方針で基本的にやっているわけです。

ところが2年以内に、過去、滞納していた分を全額一気に払えるかという話になると、それは今まで滞納していた人にいきなり全部払えといっても、それは厳しい部分に今なってきていると思います。

それで、まず2年の中でやっていくという面で、このことに対して、実際、相談者の中ではやはり2年以内には無理だという話が出ていると思うのですけれども、そういう場合、どのような対応をしているのでしょうか。

○(財政) 納税課長

まず、1年ないし2年という話は、法律上の徴収の猶予というものですけれども、それに準じた形で1年ないし2年という期限を切って、まずは分割納付が認められる場合には認めるというのが大原則になっておりますが、委員がおっしゃったとおり財産がないような場合、もう払いようがないような場合については、当然、その2年では分割納付が不可能となりますので、その場合については、例えば3年なり4年なり、現実的な確認をいたしまして、分納を認めたりということもございます。

ただし、やはり財産状況によって、財産があるにもかかわらず、例えば3年認めて、4年認めてという話であれば、それは状況を確認した上で断る場合もございます。

○小貫委員

結局この問題で不安な点は、差押えをかければ、基本的には困るといって納税者から連絡が来るわけです。だから、その差押えということが、連絡をとる手段になっているのではないかと、だから一番簡単なわけです、職員が直接、差し押えしますなんて事前に連絡をとる行為をひたすらやるよりも、差し押えをしてしまえば向こうから連絡してくるわけですから。差し押えればいいという対応になっているのではないかとというのが少し不安な点であります。

それで、不納欠損についてお伺いしたいと思います。

審査意見書に、多額の固定資産税と都市計画税の不納欠損がありますけれども、その理由について説明してください。

○(財政) 納税課長

不納欠損額につきましては、滞納整理の強化などもございまして、ここ数年、減少を続けており、平成26年度につきましても、その傾向は変わらないのですが、26年度は、一部、非常に大きな額の不納欠損があったことから、

例年と比べて不納欠損額が大幅増となってしまったということでございます。

○小貫委員

大幅増ということですが、実際に額も含めてお答えください。

○（財政）納税課長

税法上の守秘義務があるものですから、個別の滞納額などですとか、不納欠損額というのはお答えできません。

○小貫委員

この固定資産税 4 億 2,700 万円、都市計画税は 9,200 万円が不納欠損になったということに対して、どこまで言えるかというのは確かにあるのですけれども、これだけの額が不納欠損になったということで、このことは近年にないことだと思うのですけれども、この教訓を今度どう生かしていくのか、これは市としても重要なことだと思うので、この辺はいかがですか。

○（財政）納税課長

先ほども申し上げましたように、個別のお答えはできないので、一般論という形でお答えさせていただきますけれども、滞納額の大小にかかわらず、基本的なスタンスとしては、先ほどまでも申し上げていましたとおり、催告を行い、場合によっては交渉を行い、その中で、財産があるにもかかわらず納付がなければ差押えをするという形でやってきておまして、ただ、結果的に差押えをしたけれども、回収できないケースというのも場合によってはございまして、例えば倒産してしまった法人ですとか、そういう場合については、差し押さえた不動産の範囲内でしか徴収できなかつたりなど、いろいろなケースがございます。それで、一概に強化によって回収できるのかという部分はありますけれども、いずれにいたしましても、教訓といたしましては、早めに着手しなければならないという部分が教訓だと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

○松田委員

いただいた資料に基づいて質問させていただきます。

◎公益目的通報について

最初に、事務執行状況の 4 ページに公益目的通報について記載がありました。平成 25 年度は、受理件数が 1 件あったものの、調査には着手しませんでした。しかし、26 年度は、3 件受理し、そのうち 2 件が調査に着手し、その結果、2 件とも是正措置等を講じたと書いてあります。

それで、最初に受理した中から、調査するか否かの判断基準はどのようにして決めるのか、判断基準について伺います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

公益通報の調査につきましては、小樽市職員倫理条例第 16 条の規定に基づき、コンプライアンス委員会において、案件ごとに調査の必要性を十分に検討し、調査を行うか、調査を行わないかを決定しておりますが、事前に定めた判断基準はございません。

○松田委員

この 3 件のうち、職員の方からのもの、いわゆる公益通報というのと、市民と外部からの公益目的通報というふうにして、通報に 2 種類あると聞いているのですけれども、この 3 件は公益通報なのか、公益目的通報なのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

3 件は、全て市民等からの公益目的通報でございます。

## ○松田委員

この通報内容についてですけれども、実は、平成27年度に1件あると聞いておりまして、委員会の議事録を見ますと、きちんと案件名が出ております。

ところが、26年度の3件については、委員会の議事録には内容が載っておりません。議事録に案件を載せるかどうかについての判断基準は、どういうふうになっているのでしょうか。

## ○（総務）コンプライアンス推進室長

平成26年度までのコンプライアンス委員会の議事録につきましては、秘密会ということもあり、件名等について記載はしていませんでしたが、市議会における概要を知りたいという御意見のほか、委員会の委員からも何を審議しているのかわかる内容にしたほうがいいという御意見があったことから、27年度に開催した委員会の議事録から、支障のない範囲で件名等を記載しております。

## ○松田委員

それで、平成26年度の3件について、差し支えなければ、案件についてお聞かせ願いたいと思いますが。

## ○（総務）コンプライアンス推進室長

公益目的通報3件のうち、1件の件名は、セットバック不存在につき、道路決定図訂正の件でありまして、平成27年2月20日、実名で通報があったものですが、コンプライアンス委員会において、通報対象事実の有無を確認できる確実な資料がないことから、通報対象事実の存在が確認又は類推することができないためとの理由により、調査の必要性なしと判断されております。

残りの2件につきましては、コンプライアンス委員会における調査の結果、通報対象事実ありと判断され、その旨、市長に報告がなされました。この通報事実ありとされたものにつきましては、所管部において是正措置等が講じられておりますので、以下、その概要を報告いたします。

1件目の件名は、おたるドリームビーチの浜小屋（海の家）についてでありまして、平成26年10月31日に、実名で通報があったものです。

その内容につきましては、ドリームビーチの浜小屋は除却を条件に市から、建築基準法第85条第5項に基づく仮設建築物として許可されているにもかかわらず、除却されないまま、あたかも除却し、都度新築するかのように、毎年、ドリームビーチ協同組合から申請があり、市もその許可を繰り返しているというものです。

委員会としては、市は、許可条件である仮設建築物の除却を確認しないまま、除却条件をつけて許可を繰り返してきたもので、建築許可申請にかかわる事務については、建築基準法に直接かかわる法令違反等はないが、特定行政庁に与えられた権限行使において、除却期間を設けていないことや新築物件であるかどうかの確認を怠るなど、適切さに欠ける面が見受けられるということから、通報事実ありとされたものです。この通報に対し、市におきましては、今後の仮設建築物の許可については、許可期間を必要最小限とするとともに、許可期間内に除却されていることの現地確認を行い、この除却がなされていなければ新たな許可はしないという是正措置が講じられたところ

です。

2件目の件名は、平成25年の小樽市の懲戒解雇者の数についてでありまして、27年3月30日に匿名で通報があったものです。

その内容につきましては、25年度における職員の懲戒処分の件数について、処分があったにもかかわらず、広報おたる26年11月号及び市ホームページに懲戒処分なしと公表されているというものです。

委員会としては、職員の懲戒処分については、小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第4号の規定により、公表事項とされているところ、市の内規である小樽市職員の懲戒処分に関する公表基準第4項に基づく公表の例外に関して拡大解釈があり、懲戒処分があったにもかかわらず、広報おたる及び市ホームページに「いずれの懲戒処分もありませんでした」と掲載していたことから、通報事実ありとされたものです。この通報に対し、

市におきましては、懲戒処分の件数は、公表基準で定める公表の例外には当たらないとの認識の下、今後は処分の種類ごとの件数については例外なく公表する取扱いとし、25年度の件数につきましても、広報おたる27年11月号及び市ホームページで改めて公表するという是正措置が講じられたところです。

○松田委員

それで、先ほど、この2件については是正措置等が講じられたということをお聞きしましたけれども、公益通報の流れによれば、委員会では通報した市民に是正措置等の内容を通知するとともに、必要に応じて是正措置等の内容を公表するとなっております。先ほど、1件は匿名ということなので、その方については公表、是正措置の内容は通知できないと思うのですが、それ以外の2件については、通報者に講じた結果を通知したということによろしいですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

実名の通報者につきましては、調査をしなかったときは、調査をしなかったということとその理由、そして調査をした結果、是正措置が講じられたものについては、その是正措置の内容を通知しております。

○松田委員

先ほど言ったとおり、内容については、本当に公益通報というのは、通報した方に不利益にならないようにしっかりコンプライアンス推進室で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎防災について

次に、防災についてお聞きします。

事務執行状況の8ページに、災害時、要援護者避難支援プラン登録者というのが載っております。この災害予防計画によれば、名簿記載登録要件として、在宅で生活している方の中で要介護3から要介護5の認定を受けている人、2番目として身体障害者手帳の交付を受けている人で、心臓や腎臓など、内部疾患のみで認定されている方を除いて、等級が1、2級に該当している方、3番目として療育手帳Aに判定されている人、4番目として、これ以外で、災害時の避難に支援が必要と判断される方となっております。この名簿については、要支援者から同意が得られるという者に限り、消防や警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、その他、市長が特に認めたものについては、避難支援関係者に提供するとなっておりますけれども、この平成26年度の避難支援プラン登録者6,254人については、名簿を提供することに同意した人の人数を載せているのか、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

避難行動支援者の方ですが、先ほど委員がおっしゃいました地域防災計画の要件についてですが、これにつきましては避難行動要支援者名簿ということで、本年度から新しい制度として新たに要件等を防災計画で定めまして名簿作成を行ってきているところでありまして、事務執行状況で、平成26年度までの災害時要援護者支援プラン登録者の登録要件とは異なっております。

ただ、この災害時要援護者の登録、26年度までしていただいている方につきましても、先ほどおっしゃいました避難支援の関係者、消防ですとか、警察ですとか、その他のところに情報提供するということをお願いした上で申し込みしていただいておりますので、この方につきましては同意をいただいているというふうと考えております。

○松田委員

この6,254人が同意した人数であれば、本来的には支援の必要な人がもっているはずなのです。それで、先ほど言った4分類のうち、4については民生・児童委員からの申出によると聞いておりますので、対象人数は確認できないとは思いますが、他の3分類については、対象人数はあらかじめ把握できると思っておりますので、この対象人数はどのくらいいたのか、この点について分類ごとにお示ししたいと思います。

○（総務）小濱主幹

平成26年度の登録者のうち、現在の新しい要件に当てはめますということですが、要介護認定の要件に該当する

方が6,254人のうち636人、身体障害者手帳の要件に該当する方が217人、残りの5,401人の方が先ほど言いました災害時の避難に支援が必要と判断される方というような内訳になっております。

○松田委員

この名簿については、今後、定期的に更新するとなっておりますけれども、平成25年度と比較すると登録者が450人あまり少なくなっております。高齢化が進んだり、先ほど言いましたとおり要介護認定者が増えたりなどしているにもかかわらず、支援者登録名簿の登録者が減少していることについて少々疑問に思うのですけれども、この登録者名簿は、在宅者が対象ですから、入院や施設入所などで対象にならなくなったのかなと感じることもありますが、その減少した要因についてはどのようになっていますでしょうか。

○（総務）小濱主幹

平成25年度と比べて、26年度の登録者数が減っている要因ということなのですが、委員のおっしゃったように、在宅ということですので、施設入所ですとか長期入院されている方、あとは死亡された方、市外への転出者、この方々について登録削除となります。こういう方に比べて、24年度から、以前の制度では、登録を希望する御本人から申出をいただいて登録するという、いわゆる手挙げ方式というのですが、そういう方式に変えたものですから、新規の登録者がやはり若干減少してきた、削除数に比べて登録者数が減ったこともありまして、25年度から比べて、26年度登録者数全体が、数が減ったということでございます。

○松田委員

要するに、先ほどの4番目については、調査をお願いしている民生・児童委員の方々の御苦労というのは大変だったと思います。登録が進まない理由も、そこにあったのかと感じる部分もあるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

減少の要因なのですが、先ほど申し上げたところが主な要因というふうに考えております。

ただ、おっしゃるとおり、民生・児童委員の方には、これまで登録を希望する方がいらっしゃった場合には、実態調査をしていただきまして、申請書を出していただくというようないろいろな御負担をいただき、いろいろ御協力をいただいて感謝しているところでございます。

今後は、市民の方から新たに登録の申出があった場合につきましては、市で対応することとしておりますので、その面については多少なりとも負担の軽減になるものと考えております。

○松田委員

それであと、事務執行状況の7ページによれば、昨年度は、津波実地訓練が御膳水町会など3か所、それから防災避難実地訓練が石山町会で行われています。この訓練には、この要支援者名簿の登録者も、やはり訓練ということですから参加することは大変意義あると思うのですけれども、この方々については参加されていたのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

昨年度行われた町会の訓練への要援護者の方の参加状況ということなのですが、昨年度は、蘭島町会での訓練では1人、忍路町会では4人、石山町会では1人の方に参加していただいております。御本人等の体調ですとか、当日、ほかに用事があるといったことで全ての方の参加というふうにはならないのですが、町会で訓練が行われる場合、市の防災担当で、町会内にお住まいの災害時要援護者、要支援者の名簿に載っている方に訓練の参加についてお声がけをしているところでございます。参加していただいた場合には、御本人が避難を行うだけではなくて、地区の民生・児童委員ですとか、消防団の方などにも、避難する方の介助を体験していただいております。

また、残念ながら、参加を得られなかった場合につきましても、市で車椅子を用意したり、そういうことで、先ほど言いました民生・児童委員や消防団、地域の方々に、その避難について、車椅子使った避難などについて体験していただくというような取組も行っておりまして、今後も、これらは継続していきたいと考えております。

## ○松田委員

そうですね。やはり訓練というと、災害は忘れたころにやってくるということもありますし、また、今、本当にいつ何どき災難が、災害が起きてくるのがわからない状態になっておりますので、できる限り、少しずつ、この訓練への参加を図っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

### ◎企業誘致状況について

次に、事務執行状況の27ページ、企業誘致状況というのが載っておりました。その中では、新規誘致企業が2件、新規操業企業が2件となっております。この新規については、どういった形での立地、操業に至ったのか、その経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

### ○（産業港湾）荒木主幹

平成26年度の企業誘致状況ということでございますけれども、こちらの表は、基本的に小樽市として何らかの支援をしたと、誘致支援をしたという形での増減ということでこの表に載せております。

その中で、新規誘致企業の企業数2社のうち、銭函周辺地域についてですけれども、こちらの1社は、銭函工業団地内になりますが、同じく銭函工業団地内で鉄鋼業関連をやられていたところに、たな子として入っていたところを独立したいという形で相談があったものですから、こちらについては、銭函工業団地内の土地を紹介するとともに、本市の優遇制度の説明、融資の関係も含めて説明し、また北海道への企業立地計画の申請手続など支援をしてきておまして、結果として土地を購入されたという形になっております。こちらの企業につきましては、聞いている話ですと、来年度に向けて新しい工場を建設するというで伺っております。

それから、石狩湾新港地域の1件ですけれども、こちらについては、もともと食品製造工場として立地していた会社なのですが、こちらの会社が同会社と申しますか、ほとんど冷蔵倉庫の会社と一体となっておりまして、その会社が会社分割ということで独立したものですから、こちらを1件ということで載せさせていただいております。こちらにおいては、操業状況、工場の状況は特に変わってはおりませんので、こちらの新規誘致企業1件ということで載せさせていただいておりますけれども、新規操業企業の石狩湾新港地域の1件についても、この企業、会社ということでございます。

それから、新規操業企業の銭函周辺地域の1件の会社でございますけれども、こちらの会社については、平成2年に誘致いたしました木造建築関連の会社でございますけれども、こちらの会社につきましては、その土地、用地において太陽光パネルを設置されまして、そこを一応操業という形で開始されております。

## ○松田委員

それで、誘致できたということは、前市長もトップセールスなどということで、いろいろなところに出ていって誘致されたということは本当に大変なことで、このように誘致できたということは大変喜ばしいのですが、その反面、この表で見ますと、撤退企業が6件あったと載っております。平成25年度は、撤退企業が2件ですので、本当に驚いています。ただし、撤退したからといっても、企業の規模にもよりますので、単純に比較はできませんけれども、せっかく誘致してきた企業の中から撤退企業があることについては複雑な気持ちになります。

そこで、この撤退した企業の職種については、どのような内容の企業だったのでしょうか。

### ○（産業港湾）荒木主幹

撤退した企業の職種ということでございますけれども、企業数6件のうち、銭函周辺地域におきましては、職種としてそれぞれ、道路貨物運送業、それから工芸品等の製造、それから紙資材等の卸売業、もう一つが食料品製造業ということになっております。

それから、石狩湾新港地域の2件でございますけれども、こちらにつきましては、一つは食料飲料の卸売業、それからもう一つが食料品製造業、製造業というか、もう一件については撤退ということでありまして、実際に土地を購入されて、まだ未操業の状態で転売されているものですから、とりあえずはその会社が、本社でやって

いる職種というのが食料品製造業であるということでございます。

○松田委員

それで、撤退理由についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）荒木主幹

撤退理由というのは、直接お伺いしてはございませんけれども、銭函地域の 4 社につきましては、このうち 3 社が用地、建物を転売しておりまして、それぞれ市内の企業が購入されています。購入されているうちの 2 社は、銭函工業団地内の近隣の、誘致した企業ですけれども、こちらの企業が第 2 工場などで建物を活用して操業を開始しております。

それから、もう一件につきましては、これは競売情報等で公表されているので申し上げますけれども、バンビキヤラメルなどで有名な北海道村ですが、こちらが平成 25 年に自己破産しまして、その後、土地・建物が競売に出されておりましたけれども、結果的に昨年 10 月にセイコーマートがこちらを購入されていまして、まだどのように使って操業するかというには至っていないということでお聞きしておりますけれども、そのような状況になっております。

それから、石狩湾新港地域の 2 社につきましては、先ほど、1 社につきましては土地の転売ということがございますけれども、もう一社が、これが既存企業の土地を借地として、建物を借りながら操業していた企業が札幌に移りまして、その後は、その既存企業があいたところを拡張という形で使って操業されているというような状況になっております。

○松田委員

撤退と記載されていたので、転売だとか、引き続き使われるということなので少し安心しました。

企業誘致は、雇用の促進にもつながりますし、経済活性化のためにも大変重要なことでもありますので、今後とも企業誘致については努力を続けていただきたいと思っております。

◎東アジア等販路拡大支援事業費について

次に、東アジア等販路拡大支援事業費についてお伺いします。

これについては予算現額 282 万円に対し、執行額が 57 万 5,000 円ということで、4 分の 1 くらいしか執行されていません。この執行額が少なかった理由について、この点についていかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

東アジア等販路拡大支援事業について、まず概要から御説明いたします。

事業目的といたしましては、海外への販路拡大を目指す市内中小企業に対し、新たな販路拡大のきっかけとなる展示会等への参加経費の一部を補助し、海外市場での取引拡大を通じた地域経済の活性化を図るといったことを目的に実施しております。

内容といたしましては、まず通関費用の補助といたしまして、新たに輸出する際の商品登録費用、通関費用、衛生証明などの通関費用のうちの 3 分の 2 の額を上限額の範囲で補助するもの、もう一つが商談会、展示会等の費用補助といたしまして、東アジア等への販路拡大を目的として、国内外で開催される展示会や商談会への参加や現地の企業を訪問して商談を行うための経費の 2 分の 1 の額を 15 万円を上限額として補助するものとなっております。

今年度の実績につきましては、平成 26 年度は、通関費用補助はゼロ件、商談会・展示会費用補助は 8 件、補助額の合計は 57 万 5,000 円となっております。当初予算額は 282 万円ですが、内訳としては、通関費用補助として、商品登録費用、通関費用、衛生証明をそれぞれ 5 品、計 15 件の申請を予定して計 57 万円、商談会・展示会補助として 15 件、225 万円を予定し、両方合わせて 282 万円を見込んでいたものです。

一方で、今年度の実績といたしましては、通関費用補助につきましては、過去、22 年度は 40 件と多かったものの、23 年度 6 件、24 年度 2 件、25 年度 3 件と次第に減少しておりまして、今年度はゼロ件となったもので、中国との外

交問題や新たな商品を輸出することの難しさが背景にあるかと思っております。

商談会・展示会費用補助につきましては、近年、東南アジア市場における北海道ブランドの注目が大きくなってきていることから、利用の増加を見込んでおりましたが、結果として3社8件、57万5,000円と予定より件数、額とも下回ったもので、1件当たりの申請額も30万円を見込んでいたものの、平均14万円程度となったことが、その理由となっております。

○松田委員

それで、あと商談会・展示会費用の交付件数8件となっており、東アジアの販路拡大ということですが、この地域と職種についてはどのようになっていますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

商談会・展示会補助の内容についてですが、今年度の3社8件の補助の内訳といたしましては、機械メーカー1社がロシアにて2回、個別商談を行ったもの、酒造会社1社がシンガポール、台湾、香港、タイ、沖縄県にて、計5回の展示会参加や個別商談を行ったもの、菓子製造会社1社が台湾にて個別商談を行ったものとなり、補助額は8件、合計で57万5,000円となったものであります。

○松田委員

今、お聞きしましたら、やはり外交問題だとか、いろいろなことが影響として出てくるのかなと思いますけれども、この点については、今後、販路拡大についてしっかり取り組んでいただければと思いますし、この予算が執行できるように頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎救急車出動について

次に、消防についてですけれども、事務執行状況によりますと、救急車の出動件数が載っております。それで、昨年度と比較しますと、水難事故が10件以上多くなっております。この水難事故の内訳についてお知らせ願います。

○（消防）警防課長

水難事故の内訳でございますけれども、まず救急出動における水難の原因の内訳でございますが、消防として水難の原因がわかっているものにつきましては、遊泳中の事故が6件、自殺によるものが4件、釣り中の転落事故が1件、あとは原因不明ですが、海面から救出したのが13件、合計24件となっております。

○松田委員

あと、この中にその他の出動件数が約1,300件ありますけれども、その他というのは、こういったような出動でしょうか。

○（消防）警防課長

救急出動区分のその他でございますが、一般的な急病や負傷、交通事故などに含まれないもので、その他の搬送者のほとんどが病院間の転院搬送となっております。

○松田委員

救急依頼があれば、必ず出動するというふうに聞いておりますけれども、以前、平成23年度は、その全搬送人員の約3パーセントが不適正事案だというふうに聞いております。

それで、この26年度のこの数字の中に、要するに必要なのに搬送依頼があったというような、不適正事案と思われる件数はどのくらい含まれているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）警防課長

救急車の不適正利用の実態でございますが、消防では、意識がある、自力歩行が可能、それから医療機関への移動手段があり、最終的な診断が入院を要しない軽傷者を不適正な利用者と捉えております。

今回のこのデータにつきましては、平成26年中の実態としてお答えさせていただきます。全搬送車5,790人のうち、1.74パーセントに当たる101人の方が不適正利用であったと判断しております。

今後、救急車の利用につきましては、今後ともあらゆる機会を通じて適正利用を訴えてまいりたいと考えております。

**○松田委員**

今後とも、この不適正利用というのは、いろいろ広報活動の中で本当に適正な救急搬送をお願いしますということがよくポスターなどに載っておりますけれども、本当にしっかり取り組んでいただければと思います。

**◎予防査察実施状況について**

次に、消防課ですけれども、予防査察実施状況というのが事務執行状況の中の96ページに載っておりました。その中で、特別査察に関してお伺いいたしますが、1番目として、焼死火災防止強調運動、そして3番目にシルバーふれあい防火週間査察というのが載っております。その中にあえて括弧書きで、災害時要援護者という記載がありました。この災害時要援護者というのは、先ほど、防災で聞きましたけれども、その要援護者プランに登録された方をいうのか、この点についてはいかがでしょうか。

**○（消防）予防課長**

消防における災害時要支援者につきましては、防災の災害時要支援者とは違いまして、火災予防の観点から独自調査した障害者世帯と65歳以上の単身世帯を対象としております。

**○松田委員**

この独自で調査したということですが、この人方については名簿に載っている全員に査察をしているということでしょうか。

**○（消防）予防課長**

査察につきましては、年間100パーセントを目指して査察を予定しているところでございますが、行事等、出勤等によって100パーセント実施できなかったり、100パーセント以上実施する年もございます。

**○松田委員**

あと、空家特別査察というのが422件あります。これは、平成25年度と比べると増えております。これは空き家が増えたせいだというふうに思いますけれども、この空き家の把握というのはどのようにしてされているのか、この点についてはいかがでしょうか。

**○（消防）予防課長**

空き家の件につきましては、空き家は無人であることから、放火や倒壊などのおそれがあるため、侵入の防止や周囲可燃物の状況など、実際に現地を確認し、実態把握をしております。

**○松田委員**

この査察は、年2回、集中的に実施しているということを聞いておりましたけれども、この2回というのは、同じ空き家を2回査察しているのか、それとも区域を分けて、2回でこの査察をしているのか、この点についてはいかがでしょうか。

**○（消防）予防課長**

年に2回の査察におきましては、6月に、前年に把握している管理不良及び倒壊危険を対象に実施しております。11月の2回目につきましては、消防が把握している全ての空き家の査察を行っているところでございます。

**○松田委員**

この査察内容は、どのようになっているのでしょうか。

**○（消防）予防課長**

査察内容でございますが、火災予防上の観点から、放火も含め火災が発生しないよう実態把握及び所有者・管理者が判明している場合には、管理指導を行っているところでございます。

## ○松田委員

今、お聞きしましたけれども、空き家の査察については、適正に管理されていないところが対象だと思います。今後、空家対策推進に関する特別措置法の施行により適正な管理が進んでくるとは思いますけれども、この空き家の査察についてはしっかり取り組んでいただければと思いますので、この点についてよろしく願いいたします。

## ◎学力向上検討委員会について

最後に、教育委員会について質問させていただきます。

今回、教育委員会の事務の点検及び評価報告書をいただきましたけれども、この中から何点か質問させていただきます。

11ページに、学習状況の把握と指導の改善を図るために、「一般の教諭を含めた学力向上検討委員会を設置し」とありますけれども、この委員会の構成というのは、どのようになっているのでしょうか。

## ○（教育）指導室主幹

全部で、教科ごとに六つの部会に分かれておりますが、校長 6 名、教頭 6 名、教諭 12 名、教育委員会指導室 3 名、教育研究所所員 2 名、計 29 名で構成されております。

## ○松田委員

それで、この委員会では、「調査結果の分析や新たな 5 つの改善方策を示すとともに、学期末の学習の定着を図る確認テストを作成し」と記載されていますけれども、この五つの改善策とは具体的にどのようなことをいうのか、その点について御説明願います。

## ○（教育）指導室主幹

五つの改善方策でございますが、一つ目は、学力の定着状況の把握、二つ目は、教職員の指導力の向上、三つ目は、確かな学力をはぐくむ教育課程及び授業の改善、四つ目は、学習習慣をはぐくむ家庭学習の充実、五つ目は、学校と家庭が一体となった生活習慣の改善となっております。

この中で、特に三つ目の授業改善の部分で言うと、書く活動を取り入れた授業、基礎学力の定着、五つ目の部分で言いますと、PTA と連携した生活習慣の改善、この三つの重点を示し、校長会議等で指導するとともに、学校訪問等で指導主事が指導・助言するなどして学力向上に向け取り組んでいるところでございます。

## ○松田委員

## ◎道徳教育研修会について

次に評価報告書の 14 ページに、道徳教育研修会というのが載っております。これは、「規範意識や公共心など、子どもたちの「豊かな心」の育成が求められており、子どもたちの心に響く道徳教育の一層の充実を図るため研修講座を開催」とあるのですけれども、一層の充実を図るためと書いてありますが、平成 22 年からの推移を見れば、大体年間 50 人以上の参加が見られていたのに、26 年度は 21 人と、25 年度から見ると半数以下になっております。このことについて、学識経験者の鈴木小樽商科大学副学長も残念であるというふうに述べられているのですけれども、この参加が極端に減少したことの要因については、どのように押さえていますでしょうか。

## ○（教育）指導室主幹

平成 25 年度は、市教委主催の研修を 2 回行っておりまして、50 名の参加となっております。それで、26 年度は、市教委主催の研修会は 1 回で 21 名となっておりますが、道教委で道徳教育推進教師を対象とした悉皆の研修会を 2 回実施しておりまして、それに本市からは、58 名が参加しておりますので、それらを合わせると 79 名となり、これまで以上に参加しているということでございます。

## ○松田委員

では、極端に減ったのではなくて、ほかのものでカバーしたということですね。

それで、この道徳教育については、今後、特別の教科となるというふうに聞いております。

今後、この道徳教育研修会参加者向上に向けた取組について、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

今後の取組についてでございますが、まず全道の教員や指導主事が道徳教育のあり方について検討する北海道道徳教育推進委員会というのがございまして、昨年度は、道徳教育を先進的に取り組んでいる都市の一つとして、本市の小学校教員、中学校教員、各 1 名が任命されまして、今後の道徳教育のあり方について協議し、北海道におけるより質の高い道徳教育の普及に参画しております。

また、今年度につきましては、文部科学省主催の中央研修に本市の教員が参加しておりまして、その教員が講師となって市教委主催の研修会において、今後の道徳の教科化に向けて研修を深める予定となっております。

さらに、4 月から、小樽市いじめ防止対策推進条例の施行に伴いまして、規範意識や生命尊重などの教育がより一層大切となってきますので、各学校には、道徳の授業を保護者に公開することですとか、あと校内研修等で道徳の研修を行うなどして、道徳の内容のより一層の充実を図り、豊かな心の育成に努めるよう、今後も指導してまいります。

○松田委員

よろしく願いいたします。

◎おたる地域子ども教室について

次に、昨年も質問させていただいたのですが、評価報告書の 22 ページに、おたる地域子ども教室というのがあります。これは、子供の安全・安心な居場所づくりとして行われている事業ですけれども、平成 25 年度は利用率が上昇しているものの、一部の学校では、ボランティアの不足により実施回数が制限されたことやボランティアが不在のため開設できない学校もあったことから、今後も、学校や地域と連携してボランティアの呼びかけを行っていきますというふうに昨年の評価報告書には載っていました。

そこで、昨年度から今年度にかけて取り組んできたことについてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

地域子ども教室につきましては、ただいま松田委員からお話のありましたように、土曜日の午前中に、子供たちが安心かつ安全に活動できる居場所として学校施設を開放して、ボランティアの御協力を得て実施しているものです。

昨年の決算特別委員会で松田委員から御質問をいただいた以降、実施校において、学校とボランティアの方々、それから生涯学習課で反省会及び新年度の実施に向けた打合せ会を行ったほか、別件ではありますが、町会等に土曜日の活動に関するアンケート調査を行ったところであります。

また、協議団体等に未実施校においてイベント開催をお願いすることなどの検討を行ってきたところであります。

○松田委員

このように、今、取り組んできていただいたというふうにお聞きしたのですけれども、こうやって平成 26 年度状況を見ると、未実施校が増加しているのみならず、平均利用率も 8.86 パーセントと、取り組んできたのに 25 年度を下回っています。このように、せっかく一生懸命やってもなかなか成果が上がっていないように思われ、今後は、この未実施校に対する対策がさらに必要になってくると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

平成 25 年度から 26 年度の推移では、体育館の改修工事及び子供のニーズがないとして 2 校が実施しなかったことが主な理由と思われるのですが、先ほど申しましたアンケートの結果からしますと、少年団と各種団体の活動への参加、それから学習塾に通っているなど、多様な土曜日の過ごし方が背景にあるものかと考えております。

○松田委員

それから、先ほど言った学識経験者の鈴木副学長も、今後、この割合を高める努力が必要だというふうに述べて

おりますし、また、平成30年度には利用率10パーセントという目標を掲げております。地域と学校が連携することは非常に大事なことと思われまますので、今言った30年度の目標達成に向けて、さらに努力していただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○（教育）生涯学習課長

今後の取組についてですが、ボランティアを募集し、実施校を増やすこと、それから魅力あるメニューを増やすこと、これは当然やっていくべきことなのですけれども、そのほかに、今年度から、放課後児童クラブの土曜開設を拡大したことに伴って、居場所のない子供が減ったということ、それから、現在、検討に着手した土曜授業などとの関係もありますので、地域子ども教室をどう生かしていくかということにつきましては、教育委員会の全体の施策とどう調整を図っていくべきかということを検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

努力をよろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時41分

再開 午後 2 時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党。

---

○面野委員

◎防災について

まず、防災について、自然災害大国日本とも言われているとおり、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震・津波、火山噴火、竜巻など、さまざまな自然災害が私たちの身の周りに襲ってくる可能性があります。

最近、記憶に新しいのは、鬼怒川の決壊で茨城県常総市では大きな被害を受け、避難指示・避難勧告は、現在、解除されてはいますが、いまだに多くの方々が避難生活を強いられ、先の見えない不安を募らせていることと思います。

また、東日本大震災以降、地震や火山活動が活発しているというふうに言っている専門家もいらっしゃいますが、昨年の御嶽山噴火の際には、死者・行方不明者が63名と大きな被害になり、その後も日本列島では、箱根山、大涌谷、8月には、再稼働を始めたばかりの川内原発からほど近い桜島で噴火警戒レベルが引き上げられたり、今月も阿蘇山で噴火が起きました。このように、最近では火山活動だけでも数多く見るようになったと思っております。

そして、各自治体では、土地柄や過去の災害によって培ってきた防災対策にはさまざまな特徴があると考えます。小樽市の防災関係の事務執行状況を確認しましたところ、防災会議が数回開かれ、中には武力攻撃事態等における安否情報システム一斉訓練ですとか、災害通信訓練、全国瞬時警報システムを通じた緊急地震速報訓練、後志総合振興局防災対応業務訓練、土砂災害に対する防災訓練、北海道原子力防災訓練など、国、道やさまざまな機関などと連携した訓練を多く実施してきたのだなと確認いたしました。

また、小樽市内の避難訓練では、小樽市総合防災訓練、津波避難訓練、石山町会で行われた土砂災害を想定した防災訓練、避難所の備蓄品の更新や防災啓発事業など、市の防災に関する事業や訓練がなされていたことを理解いたしました。

そこで、東日本大震災以前の市が防災に充てていた費用と震災以降、平成26年度までの費用をわかるようにお示し願います。

○（総務）小濱主幹

防災に充てた費用ということでございますが、総務部防災担当で執行しました決算額の総額ということで答弁いたします。

東日本大震災前の平成22年度につきましては706万7,179円、震災以降の23年度は2,186万4,298円、24年度は3,523万7,058円、25年度は1,534万7,861円、26年度の決算額につきましては2,250万8,422円となっております。

○面野委員

平成22年度が706万何がしというふうにお答えいただいたのですが、やはり大震災以降に費用が急に増加していると思うのですけれども、この大震災以降に費用が増えた内容というのは、どういったことが取り組まれていたのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

主なものですが、平成23年度から、新たに避難所機能強化事業として、寒さ対策を中心とした避難所備蓄品の配備を行ったりですとか、25年度からは、町会の避難訓練実施の支援を行う避難訓練避難事業、また、まちに海拔表示板ですとか、津波注意喚起標識板の設置などを行う避難支援事業などを実施しておりまして、26年度においても、これらの事業を実施したほか、23年度に作成した津波ハザードマップの増刷、福祉避難所確保促進事業として、避難所で使用する間仕切りの整備など、東日本大震災を踏まえまして、津波災害を中心とした防災対策を新たに実施してきたことによるものでございます。

○面野委員

次に、事務執行状況説明書の中に、北海道原子力防災訓練とあるのですが、この中に北海道電力との連携というものもあったのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

平成26年度の原子力防災訓練ですが、こちらについては、実施する会場が、25年度は小樽市だったのですが、26年度は小樽市ではなかったものですから、通信連絡訓練ということで、訓練の中で直接北海道電力と連携ということはないのですが、北海道を通じまして北海道電力からの情報が小樽市にも通報があるというような形の訓練を行ったところでございます。

○面野委員

ということは、もし泊原発で事故が起きた場合には、北電とは直接やりとりすることはないのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

通報連絡の流れというのが、法律ですとか、あとは北海道の地域防災計画によって定められております。

小樽市は、北海道の地域防災計画の中では30キロメートル圏内の方が避難してくる避難先ということになっており、その市町村についても連絡がないとだめですので、それは北海道が責任を持って北電からあった通報ですとか、北海道で確認した情報というのを、直接、小樽市に通報連絡をするという決まりになっております。

○面野委員

次に、小樽市総合防災訓練、参加27機関348名、車両38台、船舶7隻とあるのですが、この参加27機関というのは、主にどのような機関の方々が参加されたのでしょうか。

○（総務）半田主幹

平成26年度の小樽市総合防災訓練に参加した訓練参加機関につきましては、北海道開発局、小樽海上保安部、北海道後志総合振興局、日本赤十字社小樽地区、北海道電力小樽支店、北海道ガス小樽支店、FMおたる放送局、小樽市総連合町会、あとは消防の関係で、北後志消防組合消防本部などが参加しております。

○面野委員

次に、過去、この小樽市内で、自然災害で死者が出た、そういった自然災害というのがあったかは把握しておりますでしょうか。

○（総務）半田主幹

昭和37年8月の台風9号による災害で、死者が6名発生しておりまして、被害戸数が2,896戸という災害がございました。

○面野委員

それ以降はないという理解でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

小樽では、その死者が出るほどの自然災害というのは、幸いそんなに大きく頻発するものではないと思いますが、近年の気候の変化や毎年必ず降る雪、これは少ない年もあれば大雪の年もありますので、防災に関しては、ただ費用をかけるということではなく、市民一人一人の意識を高めることや町会や地域住民の高い意識によって、被害が最小限に抑えられることもあると思いますので、今後もいつ何が起こるかわからない災害に対する訓練、事業を手厚くしていただけるようお願いいたします。

◎情報化推進事業について

次に、市の行政に関する情報システムに関して質問いたします。

決算説明書の133ページなのですが、情報処理費として、情報化推進事業費が約9,000万円、そして行政情報システム整備事業費に、約2億200万円計上されております。ほとんどが債務負担分となっているのですが、具体的にどのような事業なのかをお示してください。

○（総務）情報システム課長

どのような事業かという御質問ですが、情報化推進事業につきましては、パソコンやサーバー、ライセンスのリース費用など、主にハードウェアの整備に関する事業になります。

また、行政情報システム整備事業につきましては、以前、住民票の発行や税の賦課計算などを1台の大型コンピュータを利用して業務を行っておりましたが、これらの業務システムについて、平成24年度からサーバーを利用した標準化されたパッケージシステムに移行しております。この移行したシステムの整備運用に関する事業が、行政情報システム整備事業になります。

○面野委員

その中の債務負担分というのは、平成24年度から始めた事業のハードの分割分というか、ローンみたいな形のものだと認識してよろしいのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

情報化推進事業の債務負担分につきましては、ハードウェアのリースに関する分になります。

そして、行政情報システム整備事業につきましては、こちらはそのパッケージを使う契約している期間の、その契約期間の分の使用料になります。

○面野委員

基本的には、この債務負担分というのはどんどん減っていくものなのですか。それとも、平成26年度計上分が、今回、情報化推進事業費は、これ18万3,000円が計上されていますが、どんどん増えていく認識でよろしいのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

こちらは、契約している月で割っておりますので、契約している月が年度の後半であれば、その分、その年度として払う分が少ないと、そういうことになっておりまして、月で見ると同じ額になるのですけれども、最初の年は

スタートなので、年度の最初からではないので少なくなっています。

#### ○面野委員

マスコミ等でも、以前、報道されていた日本年金機構や大手企業の個人情報データ流出など、最近ではデータの取扱いが非常に難しくなり、機密事項などのデータも増えてきております。

そして、10月からはマイナンバー制度の取組が行われ、また機密事項や個人情報のデータのセキュリティの重要性など、今後ますます膨大なものとなり、またセキュリティが難しくなると考えられます。

費用の面でも増加していくことと考えますが、限りある財源の中でデータ管理やセキュリティの構築をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ◎海水浴場対策費について

次に、海水浴場対策費について質問いたします。

第2回定例会で、市長提案があったドリームビーチの市営開設に係る補正予算と比べ、かなり大きな開きがあるなど思い、質問させていただきます。

決算説明書の197ページ、海水浴場対策費とあります。その中身は、海水浴場運営経費854万7,710円、うち安全対策費が356万1,308円、環境整備費が498万6,402円とあります。

また、事務執行状況を確認しますと、開設者数、7海水浴場、安全対策に日赤詰所を5か所設置、環境整備に仮設トイレ設置とありますが、まず、7海水浴場の開設に対し、日赤詰所が5か所ということは、どこの海水浴場がこの詰所を設置したのか、お示ください。

#### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

日赤詰所を設置した5か所につきましては、蘭島海水浴場、塩谷海水浴場、東小樽海水浴場、朝里海水浴場、銭函海水浴場の5か所となっております。

#### ○面野委員

それ以外の2か所というのは、要望・要請がないから設置しなかったのでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

詰所の設置を必要としていない2か所の、サンセットビーチ銭函及びおたるドリームビーチにつきましては、海水浴場組合で救護員の詰所を設置しているため、市として救護員の詰所の設置支援をしていないものであります。

#### ○面野委員

それでは次に、環境整備の仮設トイレ設置ですが、これは何か所の海水浴場に、合計何個の仮設トイレを設置したのかお示ください。

#### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

仮設トイレを設置している海水浴場につきましては、蘭島、塩谷、東小樽、朝里、銭函、ドリームビーチの計6か所の海水浴場であります。

また、設置個数については、合計で31基設置しております。

#### ○面野委員

平成26年度は、7海水浴場が開設となっておりますが、均等な費用がかけられているというわけではなく、要請があった海水浴場にそれぞれ安全対策や環境整備に費用を充てるという考え方でよろしいでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

各海水浴場に対する費用につきましては、各海水浴場の規模や利用者数などの状況を踏まえて、各海水浴場に必要支援を行っており、要請のあった海水浴場に対して安全対策、環境整備に費用を充てるものではないものであります。

## ○面野委員

### ◎観光事業について

次に観光について、皆さんも御存じのとおり、平成25年度から観光入込客数は700万人を超え、26年度は740万人以上の方が、この小樽に観光で訪れたというデータがあります。外国人観光客は、円安やビザの発給要件の緩和など、旅行者の環境が恵まれたという点もあると思いますが、観光に携わる市民、企業、行政の皆様が尽力された結果だとも私は思います。

しかし、まだまだ課題が残されている部分もあるとも言われておりますが、決算説明書192ページから196ページにわたり、さまざまな事業を行ってきています。この中で、特にこの事業の効果が感じられる事業がありましたら、1点でなくても構わないのでお示してください。

### ○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

今、特に効果が感じられる事業ということでございますけれども、委員も御承知のとおり、観光推進施策は大きく分けまして、まず国内外の観光客誘致、そして来樽された観光客の皆様の受入れ態勢、さらには再訪してもらうための新たな魅力づくりの三つが考えられると思います。

平成26年度に実施したさまざまな事業は、それぞれ、この三つの施策を推進するために実施されたものでありますから、当然どれも必要な事業と考えております。そんな中でも、一つ、特筆すべきといいますか、例示させていただくとすれば、194ページの中段ぐらいにありますけれども、東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金が考えられます。これは、タイや中国などのメディアを招請し、テレビやブログ等を活用して本市の知名度アップを図る事業で、東アジアや東南アジアの方々には大きな宣伝効果があったものと感じております。

## ○面野委員

ちなみに、この東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金というのは、平成27年度も行うのでしょうか。

### ○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

平成27年度も継続して行う事業でございます。

## ○面野委員

### ◎平成26年度決算を踏まえた将来展望について

それでは最後に、本日、総務と経済について質問をさせていただきましたが、平成26年度の決算を踏まえ、少し先の将来、27年度、28年度への展望や目標がありましたら、総務部長、産業港湾部長より一言お願いします。

## ○総務部長

先ほど、御質問がありました防災対策と情報システムについての今後の展望や目標ということについてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず防災対策についてでございますけれども、委員が御指摘のとおり、近年の異常気象等によりまして、全国各地におきまして大規模な災害を含めましてさまざまな自然災害が多発しているということは、先ほど申されたとおりでございます。

幸いにも、本市におきましては、甚大な被害をこうむるような災害はしばらくの間、発災しておりませんが、各地で発生した災害を見ますと、観測史上初ですとか、記録的など、そういった表現が大変多く見られますことから、このような突発的で異常な災害がいつ、どこで発生してもおかしくない、まさに小樽で発生してもおかしくないという状況にあるというふうに認識してございます。そういった意味からしますと、市といたしましても、市民の皆様方の命と財産を守るために、先ほど御質問いただいた内容、それから原子力防災等も踏まえながら、今後とも災害に強いまちづくりのために、平成27年度、28年度、それに限らず、不断の努力を重ねていく必要があるものというふうに考えてございます。

それから、市の情報システムについてでございますけれども、情報のコンピュータ処理によりまして大量のデータを高速で処理することが可能というふうになっている一方で、事セキュリティに関して申しますと、世界中で日々

新しいウイルスが作り出され、さらにやっかいなことに、それらが進化を続けているということ、それからまた、いわゆるサイバー攻撃と言われる一種の犯罪も多発しているという状況にあるというふうにお聞きをしております。これらの脅威から個人情報等を守るためのデータ管理を含むセキュリティ対策は、大変重要であると考えておりますので、御質問の中にもありましたマイナンバー制度などの施策事業を安全・安心な状態で進めていくためにも、可能な限り細心の注意を払っていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

多少具体性が伴わない内容でございますけれども、努力、目標的な意味合いでお話をさせていただきました。

#### ○産業港湾部長

本日は、面野委員から御質問がございました海水浴場関係と観光関係の少し先の展望ということでございます。まず海水浴場につきましては、おたるドリームビーチですとかサンセットビーチ銭函につきましては、何度も申しておりますが、何といたっても違法建築物の撤去ということが前提になるわけでございますけれども、将来的には、本市の恵まれた海岸線を生かして、安全・安心な海の利活用ができるようなルールづくりを進めていきたいというふうに考えております。ルールといいますと、具体的には海水浴場での飲酒ですとか、喫煙、騒音の規制、そのようなものが含まれてくるのかというふうに考えております。

それとともに、非常に重要なこととして、マリンレジャーなどによって海水浴場を利用した観光振興を図って、それが本市に経済波及効果をもたらすようにする、このことが大事だと思っておりますので、それにかかわるような取組についても考えてまいりたいと思っております。

次に、観光につきましては、委員からも、数字のこともお話がございましたけれども、本市の観光入込客数につきましては、平成11年度のマイカル小樽開業時、970万人、これがピークでございまして、その後、減少傾向でございました。そして、東日本大震災発生後の23年度には600万人を割るようなところまで落ち込んでいましたけれども、ここ数年は増加傾向に転じております。この傾向を考えますと、端的に言いますと、東アジア、それから東南アジアからの観光客、それから札幌圏からの観光客が主として小樽観光を支えている状況であるというふうに考えております。この傾向は、放っておいてもしばらくは続くとは思っておりますけれども、そういうわけにはまいらないと思っております。

それで、近年の国内外での積極的なプロモーション活動も、この好調を支える要因だというふうに私ども考えております。新規の観光客はもちろんですけれども、リピーター客、小樽は今までもリピーター客が多い傾向にありますけれども、これらの皆様をしっかりつかむためには、やはり先ほど、主幹からの話もありましたが、受入れ態勢の一層の充実、それからきめ細かな対応、日本人、外国人、それぞれきめ細かな対応が必要だと考えております。

また、運河クルーズの成功でもわかるように、マンネリ化しないような新しい魅力づくり、新たな観光コンテンツづくりというもの、そういったものにも取り組んでいかなければならないと思っておりますけれども、それにもかかわっていききたいというふうに考えております。

これらにつきましては、市だけではなくて、広い視野を持って民間と連携することが非常に必要なことだと思っております。観光は、基幹産業だと言われて、もう久しいわけでございますけれども、それに伴う経済効果、それから税収確保に確実につなげていくように考えてまいりたいと思っております。

#### ○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

---

#### ○中村（岩雄）委員

##### ◎高速道路の進捗状況について

まず、高速道路から質問していきたいと思えます。

現在、余市－小樽間で事業を進めています。私は、住まいが塩谷ですので、近くで、日に日にいろいろと事業が



○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

件数につきましては、個人的なこともございますので、具体的には答えられませんけれども、西インター線ではやはりまだ残っているということで、それと本線につきましても、新光ですとか、塩谷、そういうところでも一部残ってございます。

それで、西インター線は、塩谷のほうになりますけれども、そちらのほうで残っているような状態となっております。

○中村(岩雄)委員

そうしましたら、まだ何件かあるということなのですね。それで、それは平成26年度の段階でのということなのですね。

今後、そういう未買収の用地があることで、全体の計画に影響が出るのかどうかというところが心配なのですが、その辺の見通し、まだ話合いに折り合いがつかないわけですよね。それは、どういうポイントで折り合いがつかないのか、それはクリアすることが可能なかどうかというところ、その辺について、NEXCO東日本あるいは北海道との中で、どのように情報を聞いていらっしゃるか、その辺を聞かせていただきたいと思えます。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

NEXCO東日本によりますと、工事の完成は平成30年度を目指してございますので、鋭意、事業調整をしておりますけれども、土地収用法の適用、そういったものも視野に入れた中で、30年度の開通を目指しているということで聞いてございます。

また、北海道におきましても、平成30年度の本線開通に合わせて間に合うような形で、鋭意、交渉を進めているということで聞いてございます。

○中村(岩雄)委員

今、土地収用法という言葉が出てきたのですが、これはもう最後の手段だと思うのですが、平成30年度というのは、今は27年度ですから、時間がそんなに残されていませんよね。それまでに完成させようということなのですが、でき得るならば、これは地元としても、土地収用法を適用する前に、何とかそれ以外の方法で解決していただけないかというふうに思うのです。地元としても、協力できるところは協力していこうとは思いますが、この後の、その残された数年間でどこまでできるのかあれですけれども、今は、決算特別委員会で、予算特別委員会ではないのですが、今後のスケジュールなど、今の点についてお聞かせ願えますか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

用地買収を含めたスケジュールという御質問かと思えます。

NEXCO東日本からは、スケジュール等いろいろと聞いてございますけれども、その中でやはり平成30年度貫通ということは、これはそれに向けて努力すると、それを守るということをおっしゃっていますので、任意交渉は当然、基本として進んでいますけれども、ある地点では判断をしなければならぬと、そこら辺の見極めというのは事業者任せしているような状態となっておりますが、あくまでも30年度開通、それを目指しているというような形となってきてございます。

○中村(岩雄)委員

地域、町会等ということをやったのですが、その場面では、できれば市もその辺の解決に向けて積極的に汗を流してもらえないかというふうに思うのです。できれば、先ほど言いましたように、土地収用法の適用という形をとる前に何とか解決していければいいなと思っているものですから、そういう面でも、市の協力をお願いしたいと、これ地元としては皆さんそう思っていると思えます。

そして、小樽西インターチェンジのことですが、今、小樽から後志に、それから後志から小樽に入ってくるとい

う、高速道路が後志のほうにどんどん延びていくわけですが、小樽にとって対後志を考えた場合に、小樽西インターというのはやはり非常に重要というか、対後志を考えた場合の表玄関というふうに捉えているわけです。札幌間はいいですよね、かなり以前に札幌自動車道ができて、既に小樽へ太い動線が入っているわけですから、それはともかくとして、対後志を考えた場合には小樽西インターを小樽の表玄関という捉え方でいくことになると思うのですが、小樽から後志へ高速道路を使っていく場合には、この小樽西インターを利用すると思われる、今は、当初の計画から少し後退して、国道 5 号にタッチする都市計画道路の塩谷小学校通、これが凍結され、とりあえずは道道小樽環状線にタッチしようと、これはまず最低限確保しようということで、この道道小樽環状線にタッチすることによって小樽の市街地へ、後志から入ってきたときには小樽西インターでおいて小樽の市街地へ入っていける、あるいは小樽市民がこの高速道路を利用して後志方面へ行くときには、最上町からの道道小樽環状線を利用するか、あるいは国道 5 号を使うにしても、エリアによってはそうですね、国道 5 号を使わなければいけない地域、町会というのはやはりかなりあります。都市計画道路の塩谷小学校通が凍結されてしまっているわけですから、現在ある道路を使わなければいけないということですが、それはまず一つには、長橋十字街から五助沢へ抜ける道路、これを使うか、あるいは、国道 5 号から入って塩谷駅へつながる塩谷停車場通線を使って西インターに入るルート、あるいはもっとさらに行くと、道道小樽環状線と文庫歌がドッキングしているところから最上のほうへ逆行して小樽西インターから入っていくというルートが考えられると思うのです。今のところは、この 4 通りがあると思うのですが、いずれにしても現状のままだといろいろな問題、課題があります。最上へ抜ける道路、これは北照高校のグラウンドのところがつづら折りになっているわけですが、冬期間のことも考えると、大きなトラックですとか観光バスとかはなかなか厳しいと思いますし、それから長橋十字街から五助沢へ抜ける道路も冬期間は完全に通れません。それから塩谷停車場通線も冬期間は車が交差することすら難しいです。あと残されているのは、文庫歌から道道小樽環状線を最上のほうへ逆行して、そして小樽西インターに入っていくというルートぐらいしかないわけです。

そういう中で、私が以前からお願いしているのは、まず一つには、最上に抜ける道道小樽環状線にトンネルをとということで、これは 4 年前でしたか、この件を取り上げて回答をいただき、トンネルを掘るという回答いただいたわけですが、そのトンネルの進捗状況というのがさっぱり見えてこない、本線あるいはインターチェンジはある程度見えていますけれども、これも平成 30 年度に同時に抜く予定ではなかったのかなと。今は、27 年度ですから、住民説明会をやった後、一体どういう動きになっているのか。決算特別委員会ですので、26 年度、具体的にどのような動きをされたのか、この辺を説明していただきたいのですが。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

道道小樽環状線の件ですが、こちらは建設部所管になりますが、建設部から聞きましたところ、現在、用地買収と補償を順次進めている段階だということでございます。

○中村（岩雄）委員

その辺の内容について、用地買収を進めて、実際に着工していくということになると思うのですが、タイムスケジュールはどうなのですか、平成 30 年度なら 30 年度に間に合うのですか。それとも 30 年度に本線、それからインターチェンジがあいて、その時点でもまだトンネルはできないという状況を想定しておかなければいけないのか、その辺はどう聞いていますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

開通の時期ですが、そちらについては建設部にヒアリングしてございませんでしたので、掌握してございません。

○中村（岩雄）委員

そうですか。これはできるだけ急ぎで、本線が開通しても小樽側の、肝心の小樽西インターチェンジからの接続

が芳しくないというのであれば、やはり効果も薄れますし、その先、余市から先にどんどん進んでいくわけですので、その辺のめどをつけながら、ぜひ全庁的にこれを北海道なら北海道に強力に働きかけていくとか、そういうことをやっていただきたいと思います。

この小樽西インターができたときに、いずれにしても幾つかのルートがあり、最上に抜けるこのルートは、恐らく市外地から天神や奥沢、向こうの方面にかけての利用が多くなると思うのですが、逆に例えば北小樽、西小樽の方々は、この最上からのルートというよりも、むしろ国道 5 号から入ってからのルート、先ほど夏場だったら 3 通りぐらいあるということでは申しましたが、ここを使うことになると思うのです。このことについて、例えば新幹線の駅であれば駅勢圏という考え方がありますよね。新小樽（仮称）駅、ここを使うエリアの人、地域の人というのはどの辺までかというのをきちんと想定するわけです。やはり小樽西インターも、新幹線ではなく、高速道路とはいえ、この小樽西インターを使うエリアの方々というのを想定していると思うのですが、どのように考えていますか。

#### ○委員長

中村岩雄委員に一言申し上げます。

決算に関する質問から離れているように思います。決算に触れるように、質問を組み立てていただきたいと思えます。

それでは、理事者の答弁をお願いいたします。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

駅勢圏といいますか、インターチェンジを使う圏域についてなのですが、基本的には道路の設計等をするときには、目的地までの時間・距離が短くなるルートを選択するという、そういった推計をさせていただきますので、小樽西インターチェンジから国道 5 号を使って小樽市内へ来る、あるいは道東に行く、そのときに小樽西インターで乗ったほうが時間的に短くなるという形であれば小樽西インターを使うということで、そして目的地ごとによって時間距離で推計という形をとっていくような形になってさせていただきますので、単純に小樽西インターは半径何キロメートルが完全に利用するという形ではなく、出発地と目的地との時間・距離という形での利用という形になってくると思います。

（「小樽—後志を考えた場合ね。小樽から後志へ行く。高速道路を使って。」と呼ぶ者あり）

はい。時間との兼ね合いという形になってこようかと思えます。目的地までどのぐらいで着けるかというような形になってこようかと思えます。御質問の意図に、十分答えられたか疑問ですが、以上でございます。

#### ○中村（岩雄）委員

まず、小樽ジャンクションのフルジャンクション化についても、今のところ凍結されている状態で、この先の展開が見えない状況です。その中で、平成 30 年度に小樽西インターチェンジができたときに、小樽市民が後志へ行く場合には、やはりここを使わざるを得ない、国道 5 号を使わないで高速道路を使う場合にはここに行くしかない。先ほど、26 年度に北海道に対してどのような働きかけをしたのかというのは、そういうことも含めて小樽西インターの重要性というか、やはり小樽にとって、小樽と後志、後志と小樽、それを行き来する場合には、小樽西インターが小樽の表玄関口だと。ここの充実なくしてやはり今後の高速道路の意義というのが非常に薄れると、小樽にとっても、今後のことを考えたときには、これが非常に重要な意味を持つてくると思うのです。だから、そういう意味で、26 年度に、そういうことも含めて北海道に対してどう強く働きかけをしたのかと。それがあまりなされてないようであれば、今後に向けてぜひ強く働きかけをしていただきたいと。少々回りくどくなってしまいましたけれども。当初の都市計画にあった道道環状線とのタッチ以外にというか、そもそもの計画である国道 5 号とのタッチ、都市計画道路の塩谷小学校通の復活に向けて市もぜひ頑張っていたいただきたいと思うゆえに質問いたしました。

#### ◎高速道路の掘削土砂について

それから、先日の北海道新聞の記事ですけれども、新幹線のトンネルの掘削した土砂の件が大きく出ていました。今後は、もちろん新幹線の土砂も大量に出てくることになると思うのですけれども、現在、特に平成26年度、この余市一小樽間の高速道路で、やはりトンネルからの掘削した土砂がかなり出ていると思うのです。トンネルだけで7か所、恐らく高速道路をつくっていくときに盛り土をしたりして、そこにまず使うということはわかりますが、それ以外の部分で、その土砂をどう処理しているのか、その辺の説明をお願いします。

**○委員長**

決算に関してではありませんが、今の質問にお答えできますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹**

NEXCO東日本に確認いたしましたところ、平成26年度の土砂処分の実績につきましては約17万立方メートルを処分していると聞いてございます。

処分先につきましては、主に民間施設に処分しているということでお聞きしてございます。

**○中村(岩雄)委員**

例えば、市のそういう用地に持ってくるということではなく、民間のところでも処分している、それは売却しているということなのですか。売買されているということなのですか。

**○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹**

NEXCO東日本に確認しましたところ、民間の処分施設で有料で処分をしているということでお聞きしてございます。

**○中村(岩雄)委員**

その中で、この新聞記事からすると、土壤汚染対策法の基準を超える重金属を含んだ土砂があって、それらの対策がこれから必要になるというような部分もあります。新幹線もそうですけれども、高速道路についても、地質の調査だとか、事前にいろいろ調査を進めてきたと思うのです。その中で、重金属の検出というのか、そういうものはあったのかなかったのか。あったとしても、ないとしても、例えば地質調査というのはポイントでやるでしょう。そういうところに含まない部分から、例えば平成26年度にも掘削部分で出てきている可能性がないのかということところが少々心配ですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹**

重金属の調査方法ですとか、過去に出てきたかということもNEXCO東日本に確認したところ、路線全体において事前に地質調査を行っているということも聞いてございます。その結果、微量の重金属が一部のトンネルで出てきたということも聞いてございまして、そちらについては適正に処分したと聞いてございます。

**○中村(岩雄)委員**

微量出てきたことはあったということですね。

その対処法というのか、それはどのような方法で、きちんと処分されたと思うのですけれども、その辺までは聞いていますか。

**○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹**

重金属につきましては、どこの処分場に捨ててもいいというわけではございませんので、適切な処分場を探して、そこに処分したということも聞いてございます。

**○中村(岩雄)委員**

その辺も含めて、これからさらに新幹線のトンネルなどで大量に出てくることになりまますので、それを含めて問題にならないようにというか、対処法をきちんと踏んでいただきたいと思います。

**◎小樽市総合防災訓練について**

最後に、防災についてですけれども、先ほど、面野委員がいろいろ質問されて、かぶるところもあるかもしれませんが、総合防災訓練についての内容について、地震・津波、土砂災害などを想定されていたと思うのですが、これに原子力発電所は含まれていないということによろしいのですか。

○（総務）小濱主幹

市が実施する小樽市総合防災訓練には、原子力関係は含まれてございません。

○中村（岩雄）委員

これも、私は、以前から、すべきでないかということをお願いしていた経緯があります。なおかつ今、市内の各地域、町会で、実際に避難訓練などをやられてきたと思うのです。平成26年度で、実施されたところを紹介してください。

○（総務）半田主幹

平成26年度に、小樽市内の町会で実施した避難訓練等につきましては、4町会ございます。津波を想定した避難訓練を御膳水町会、忍路町会で実施しておりまして、地震を想定した避難訓練を蘭島町会、土砂災害を想定しました訓練を石山町会で実施しております。延べ人数で申しますと、26年度は、この4町会で420名の参加をいただいております。

○中村（岩雄）委員

実際に災害が起こったときに、例えば東日本大震災による津波のあと、現地に行って現場を見たり、いろいろな方々からいろいろな話を聞いてきましたけれども、やはりふだんから、例えば津波、歴史的に被害を受けていて、ふだんから対策をとっていたはずだけれども、その想定をさらに越えてしまうということもあった。ただ、やはりふだんからの防災訓練などが功を奏して、ずいぶん多くの命も救われたということもあります。やはり日本海側は比較的そういうものが少ないのではないかと、特に小樽は災害の少ないまちだということで以前から定評もあるわけですけれども、ただ、国の、日本海側の調査もこれから結果が出てくるわけです。

そういうことも踏まえて、備えというか、訓練だけはきちんと住民の、市民の意識に捉えていただいて、その訓練も、今の状態だと、各町会ごと、地域ごとに単発的にやっているということですが、もし実際に大地震が起きて大きな津波などが発生して、火災も起きた、泊原発も被災したという場合も想定した、もう少し総合的な、災害本部を設置して、市長をトップにした、その連絡網をどうするのかというような、もう少し現実に、そういうことが起きた場合に、実際に即した訓練を総合的に一度は経験しておくべきではないのかなということで、以前から提案させてもらっているのですけれども、それには準備もいろいろあるし、かつ行政間同士の連携、北海道との連携などもあります。ただ、そういうことも想定した訓練を、図上だけではなくて、実際に可能な限り、海岸線沿いの町会などにも協力してもらって一度やっておくべきではないかということによってきたわけですが、その辺について、これはもう平成26年度の前から申し上げてきたことですが、26年度ではとりあえずどうだったのか、そして、今後に向けてどうなのかということをお話してください。

○（総務）半田主幹

委員がおっしゃられるような複合的な災害を想定した訓練というのは、小樽市総合防災訓練でもあります。ただ、原子力については含んでいないということで、委員がおっしゃるような複合的な訓練については、平成26年度については行っておりません。

今後についてですけれども、複合的な訓練を実地訓練でというのも、参加機関が多方面にわたるということもありまして、実現に向けてはなかなか困難な部分もあると思うのですが、まずは今の町会に対する訓練ですとか、総合防災訓練を通じて関係機関の連携をさらに強化していくというような対応で進めていきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

最後に、ぜひ、地域ごとのそういう積み重ねがもちろん大事ですので、そういう面ではさらに、引き続き頑張っていたきたいと。

将来的な希望としては、実際に本部長以下、現地と連絡をとりながらやるのかというのは、具体的なことも含めたもう少し規模の大きい訓練を想定して、検討していただきたいという希望を述べて終わりたいと思います。

○委員長

新風小樽の質疑を終結し、自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎企業誘致について

先ほど、松田委員が質問されていましたが、事務執行状況説明書の27ページに載っております企業誘致の数値等について少しお伺いしたいと思います。

この「1 企業誘致」の「(1) 平成26年度 企業誘致状況」にあります表を見ますと、最初見たときには少しびっくりしまして、あいた口がふさがらないと。新規誘致企業2件と、新規操業企業が2件、にもかかわらず撤退企業が6件ということは、マイナスになっているのではないかと懸念を抱いておりましたが、先ほどの質疑で、ああ、そういうことなのかと解消しました。

ただ1点、お伺いしたいのが、まず撤退企業が6社ある中で、それぞれあいた後と申しますか、社屋には引き継いだ企業が入らるといことでお伺いしましたが、それぞれ撤退された企業がどうして撤退されたのかという理由については、把握されていらないということでした。これはどうしてですかと聞いても難しいと思うのですが、例えば民間企業の業務の中で、企業のクライアントを営業努力で獲得していくということは非常に難しい。この中で、例えば新規で獲得はしたけれども、その倍ぐらいの数の会社に逃げられたのであれば、民間の営業マンだと首だという世界だと思うのです。こういったときに、これから先のことを考えていきますと、やはり撤退をされる、撤退して、そのままいなくなってしまうという状況では非常に困るわけであって、こういった企業の撤退される理由を押さえることは非常に重要なことだと思うのです。その理由が、その企業が、企業規模を縮小するとか、事業等の縮小など、そういった意味での撤退であればよろしいのですが、立地上なかなか流通が難しいですとか、そういう立地条件にかかわるような内容であれば、これは非常に問題があると思うのですけれども、この辺について、理由などをリサーチしていただければと思いますが、このあたりいかがでしょうか。

○（産業港湾）荒木主幹

今、委員から御指摘いただきましたとおり、今後、新規に企業誘致をしていく上でも、そういった理由というのは非常に重要になると思われますので、今回の、平成26年度の、この表に載っている企業に対し、どの程度お聞きできるかわかりませんが、今後については、そういった理由について、できる限りこちらで把握して、今後の企業誘致の参考にしていくということでやっていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

ぜひお願いしたい内容でございます。

それから、今のところですが、撤退企業が6件という形で載っておりますが、結局、この6件が撤退したところは、ほかの企業の拡大等があつて、それぞれ事業用地が利用されているということだと思うのですが、この表現の仕方ですと、本当に撤退していなくなってしまったのではないかと感じてしまうので、もう少し工夫をしていただけないところはないでしょうか。

○（産業港湾）荒木主幹

ただいま、御提言のありました部分ですが、これにつきましては、個別に載せるにはなかなか難しいもの

がございますので、何か注釈で、例えば完全に撤退して空き工場ではないみたいな形で、わかるような形での表記について、来年度に向けて検討してまいりたいということで考えております。

**○中村（吉宏）委員**

市の積極な働きかけで誘致してきた企業以外にも、いろいろな事情で参入をしてくる企業があると思うので、そういったところの数字等も合わせて把握をしていければと思っておりました。

撤退企業が 6 件というところに絡めてですけれども、こちらの決算の説明書を見ていきますと、法人の歳入部分が、平成 25 年度よりも 26 年度のほうが少し減少しているところがありまして、こういった企業の撤退など入れ替えという事情があったのですけれども、この 25 年度から 26 年度にかけて減収になっている部分というのは、こういった影響がないのかということをご疑問に思ったものですから、お聞かせいただけますか。

**○（財政）市民税課長**

法人市民税の関係ですけれども、法人数の関係で平成 25 年度と 26 年度を比較しますと、25 年度につきましては、全法人数は 3,599 法人になっておりますが、今回の 26 年度決算におきましては、3,591 法人ということで、トータルで 8 法人が減少しております。その内訳につきましては、本店法人が 16 法人減少、そして支店法人が 8 法人増加という形になっております。

先ほどから、企業誘致ということでお話をされているのですけれども、法人市民税の関係につきましては、企業誘致している企業の部分の税額が幾らという押さえではなく、あくまでも本店法人、支店法人という形で税額を押さえております。その観点でいきますと、法人市民税におきましては、25 年度と 26 年度を比較してトータルで約 4,100 万円減少しております。法人市民税の部分につきましては、法人の均等割と、そして法人税割というものに分かれてまいります。法人の均等割の部分につきましては、約 1,100 万円減少しており、これにつきましては、9 号法人と呼ばれる資本金とか従業員の多いところの業種の部分が、一部従業員数が減ったところがありまして、それでトータルとして 1,100 万円ほど減少しております。

続きまして、法人の業績に係る法人税割の部分につきましては、トータルで 3,100 万円ほど減少しております。こちらの部分は、本店法人の部分につきましては、トータルで 4,100 万円ぐらいの増、そして支店法人の部分につきましては、7,200 万円ぐらいの減という形になっております。

ただ、支店法人の部分につきましては、一部の業種で大きく落ち込んだ企業等がありまして、その業種の部分を除くと、支店法人全体としても増加の傾向にあるというのが数字上は見てとれましたので、本店・支店法人ともに、25 年度と比べて 26 年度の法人の部分の課税にかかわる税額の部分については、若干なりとも増収傾向にあるのではないかというふうに感じております。

**○中村（吉宏）委員**

企業誘致絡みのところでの増減というわけではないということをご把握しました。

支店のところで大きな原因があったということですが、従業員数が減少した結果、均等割の金額が下がったということですが、これは従業員数が減少したというのは、何社か限られているのですか、それとも全体的にという感じなのでしょうか。

**○（財政）市民税課長**

均等割の部分の計算ですけれども、1 号法人から 9 号法人まで 9 段階あります。この計算の仕方が、資本金と従業員数によって 9 段階に分かれる形になります。小樽市で一番大きいものは 9 号法人になりますが、9 号法人は、1 社当たり、1 年間で 360 万円、均等割というものがかかります。その要件に該当するのが、資本金が 50 億円超、そして従業者数について 50 人を超えている場合、これが 1 年間で 360 万円という基準になるのですけれども、そのうち一つの条件でも下回った場合は、今度は 7 号法人という扱いになります。7 号法人になった場合については、年間で 49 万 2,000 円という形になりますので、そこだけでは約 310 万円減るような形になります。

○中村（吉宏）委員

といいますと、このマイナス1,100万円というところは、いわゆる9号法人の会社が二つぐらい7号法人になったというような計算になっていくのでしょうか。

○（財政）市民税課長

法人数の部分につきましては、実際、平成25年度決算において、9号法人の部分については、14法人となっております。そして、26年度については、13法人ということで、1法人減っている形になります。

ただ、それ以外にも、以前7号法人だったものが9号法人に変わっている部分もありますし、あと法人の部分については、昨年1年間の部分ということではなくて、企業ごとに決算期というのが設けられております。よくあるのが、3月決算や9月決算、12月決算という形になるのですけれども、それぞれの決算期から2か月後までが申告期限という形になりますので、この年度のこの日にあったから1年間分の360万円がかかるという形ではなくて、どうしても月割りの形で金額が変わっていく形になるものですので、いきなり2法人ぐらい落ちているとか、そういう状態にはなっていないということになります。

○中村（吉宏）委員

時期のずれでということもあるということで理解をしました。

一部、全体的には少しプラスになっていくような傾向かなという状況も見受けられるということですが、やはりもう少し本市としては、やはり今後、企業に来ていただいて、こういった方面の数字も伸ばしていく必要があるのかなというのは、決算説明書を見ていての私の感想です。

それについて、せっかく企業誘致関係の質問をさせていただいておりますので、ちょっとまた、こちら決算説明書から伺いたいのですが、昨日の決算特別委員会で、自民党の酒井隆行委員から、企業立地トップセミナーフォローアップ事業費の内訳についてという質問がありましたけれども、私が気になっているのが、その下に企業誘致促進事業費で98万2,059円の金額が載っています、こちらの内訳を説明してください。

○（産業港湾）荒木主幹

企業誘致促進事業費の内訳ということでございますけれども、全体の決算額で98万2,059円となっておりますが、この内訳としましては、まず、今委員から御指摘の企業立地トップセミナーフォローアップ事業の企業訪問を除いた部分での首都圏への旅費、それと小樽市は、北海道、石狩市、石狩湾新港管理組合、それから石狩開発株式会社と、組織しております札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会という協議会がございまして、これは石狩湾新港地域の工業団地というか、分譲地をPRするというか、売り込むというような協議会になっておりますけれども、この中で、東京の国際展示場、東京ビックサイトですが、ここで行われる展示会に参加しており、その際に発生する職員の派遣旅費というのがございます。昨年で、平成26年度でいけば、国際物流総合展というのがございまして、これに派遣した職員の旅費ということで、先ほどの旅費と合わせまして、これでいきますと42万3,780円という旅費が発生しております。

それから、先ほどの全体の内訳ですが、印刷製本費としまして42万9,372円ということで、これは企業誘致パンフレット等の増刷ということで行っております。

それから、食料費として2万4,300円ほど支出しておりますけれども、北海道が主催し、東京で実施されている、北海道フードビジネスセミナーというのがございまして、この催事参加のために、小樽の小樽美人という梅酒を試飲に持っていきまして、小樽市のPRということで使っております。

あとは、先ほどの催事の関係の案内状の発送として、郵送料で3万3,912円、その他事務経費として7万695円という内訳になっております。

○中村（吉宏）委員

◎東京事務所について

平成26年度は企業立地トップセミナーについて、いろいろな活動をされていらっしやったと思うわけですが、現在は、特に、東京方面、関東行われているかと思います。小樽市長が、初めて企業立地トップセミナーにいらっしやったのが、24年で、このことは、同年10月19日の北海道新聞に掲載されていますけれども、市長が東京で企業誘致セミナーを行ったと、これがトップセールスに当たってくるかと思いますが、小樽市は、やはり人口の減少ですか、先ほどの質疑でも企業の職員が少なくなっているなどという状況も伺える状況ですので、やはりこれから企業誘致はどうしても重要な施策になってくると私は認識しているところであります。

平成26年度は企業誘致について、小樽の職員の方がいろいろ頑張っていたり、市長もトップセールスをされていらっしやったりという年度でしたけれども、今後活動をされていくに当たって、一つ、今も頑張っているのでしょうか、やはり機能的にどうなのだろう、これからもう少し期待したいなと思うところとして、東京事務所があると思うのです。東京事務所について、決算説明書に載っているのですが、今、担当の方が1名いらっしやる、逆に言うと1名しかいらっしやらないという話を伺いました。これから東京でいろいろな関係性を築いていく中で非常に重要なポジションだと思うのですが、東京事務所の職域といいますか、役割を説明していただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

東京事務所の職域、役割について説明させていただきます。

事務所執行状況等の中では、行政関係情報及び資料の収集であるとか、企業誘致及び観光宣伝のための情報及び資料の収集、物産の販路拡大、地場産業の受注機会の拡大、港湾の周知・宣伝のための情報並びに資料の収集、中央諸官庁・関係団体との連絡についてというような形でございます。

○中村（吉宏）委員

ホームページに載っている情報がそういう内容になっているのですが、ではこの東京事務所に今いらっしやる1名の職員の方は、どういう役職につかれています方なのでしょうか。

○（総務）秘書課長

東京事務所長は、課長職の管理職職員という位置づけでございます。

○中村（吉宏）委員

その課長職の方ですが、現在、東京事務所にお1人でいらっしやるという状況ですが、その方の業務の管理をするといいますか、統括をするといいますか、そういったことは、誰がどのように行っているのか説明していただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

職務のチェックを誰がどのようにという御質問ですが、職責上においては、東京事務所は総務部に属するという形になっておりまして、職責上、総務部次長、総務部長がその上司に当たるという形になってございます。

庶務に関しては、秘書課で所管しているという状況になってございまして、職務のチェック、誰がどのようにということですが、日々の報告というのはいただいてはございません。その中で、都度、活動について報告をもらっているというのが現状でございます。

○中村（吉宏）委員

私も民間出身で、やはり勤怠ということは、民間の企業でも結構厳しく言われるところなのですが、東京に1人でいらっしやる職員の方、疑っているわけではないですが、離れているところで、例えば出勤・退勤ですとか、今日の業務内容報告等のものが何もないというのはどうなのかと。では、どうやってその仕事の内容を把握されるのか、そういうツールが何か別にあるのか、何かどこかで近い議論をよくしていたと思うのですが、そういうところを説明していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。



5 番目の、その他市長が必要と認めたことをございますけれども、こちらに関しては、この 1 番から 4 番に分類されない、いわゆる事務所における管理であるとか、日常のルーチンの庶務関係の業務をこちらに分類してございます。

○中村（吉宏）委員

今、5 項目について、こちらの事務執行状況説明書に載っている内容を説明していただきましたけれども、例えば 1 番目の行政関係情報及び資料の収集について、平成26年度で107件扱われていますということですが、こういった具体的な内容等は、担当が秘書課ということですが、きちんと状況を把握されていらっしゃるのでしょうか。

○（総務）秘書課長

1 番目の行政関係情報及び資料の収集について、107件でございます。この大まかなものということで、先ほども答弁しましたが、関係団体の主催する会議の出席であったりとか、政経懇話会への出席であったりなどという部分でございますが、個々の部分についての出席というのは秘書課では把握してございませんで、トータルでこのような形で出席等があったという形で報告を受けてございます。

○中村（吉宏）委員

内容があまりよくわからないですが、私が伺ったところだと、この東京事務所におられる方は、非常に一生懸命おやりになられている方で、東京の中央官庁ですとか、国会ですとか、そういう方面の情報を一人で各原部の皆さんとやりとりされている状態で、なおかつ外回りもして、企業や観光の情報も集め、休みがないぐらい忙しい状況だと伺っておりますけれども、休みがないぐらい、あるいは休みがないのかもしれないけれども、その辺の状況は把握されていらっしゃるでしょうか。

○総務部次長

我々もよく東京事務所にいろいろ頼むときに電話するのですけれども、結構、携帯電話で出ることが多いです。やはり事務所にいる時間がなかなかなく、外回りで情報収集しているというのが実態ではないかというふうに思っております。

件数も、秘書課を通すというよりも、各部から東京の情報について欲しいということで、それぞれ直接、東京事務所長に依頼して、所長があちこち、国会議員のところへ行ったり、各省庁へ行ったり、いろいろと情報を収集しているような状況ですということを報告させていただきます。

○中村（吉宏）委員

今、東京事務所長が、一人で孤軍奮闘しているという情報を私も伺いました。

なぜこの話をしているかというのと、やはり企業誘致を仕掛けていく際には、小樽から、離れたところから情報を求めているだけでもなかなか難しいところはあると。そうであれば、現場の東京首都圏の企業がやはり主な大きなターゲットになってくるというところで、これだけ忙しい方ですと、そういった方面にもなかなか集中できないだろうというイメージを抱いている次第でございます。

だから、今後において、例えば東京事務所については、以前はもっと人数が多く、3名ないし5名、それ以上という時期もあったという話を聞いているのですけれども、対首都圏からの企業誘致、これは観光の誘致も兼ねてですけれども、こういった方向で拡大していくですとか、増員するですとか、そういった発想というものはお持ちではないのか、あるいは検討いただけないのか、伺います。

○総務部長

東京事務所の拡張というか、そういった意味でございますので、私からお答えさせていただきますけれども、今、委員からお話がありましており、現状の1人体制は、平成15年度からですけれども、その以前は、所長がいて、副所長がいて、係員もいて、その下に臨時職員も1人くらいいてという、充実した、いわゆる課の体制をとれているという格好の時代がありましたけれども、それが1人減り2人減りということで、最終的に、15年度からは1人

体制ということになりましたし、以前は、平河町の日本都市センタービルの中に事務所があったわけでありましてけれども、かなり家賃が高いということで、現在のほっかいどうスクエアに移っているということでございます。

こういった中で、まさに委員がおっしゃったとおり、一人で孤軍奮闘しているという状況で、私も、昨年度、議会事務局長だったときに、東京事務所長のところに二、三度お伺いさせていただきましたが、まさに毎日休みがない状態で動いているということは身をもってといたしますか、実際に見て、聞いて、知っているつもりでございます。

そういった状況で、企業誘致等も考え合わせると、その機能を拡張させるべきではないかということでございますが、機能の拡張となりますと、やはりまず第一義的には人員の増ということが考えられますけれども、正職員を 1 人配置するとなりますと、引っ越しの費用ですとか、それから家を探して、その家賃の支払だとか、日々の交通費も含めましてさまざまなかなりの金額がかかるということで、現状では、かなり難しいところはある。それであれば、現地での嘱託員が何かを採用するということもありませんけれども、その面についてでも、今は、事務所にかかってきた電話は転送されて所長の携帯に行くことになっていて、誰も連絡がとれない状況には決してならないということでございますので、当面は、こういった状況で頑張ってくださいしかいかなと思っております。

今後は、もう少し所長との連絡や実態の把握を密にいたしまして、それから企業誘致等のいろいろな関係の仕方、こういったものの様子を見て、必要であればまた拡張といいますか、機能の充実といいますか、そういったものを考えなければならぬ時期も来るということも頭に入れておいて、様子を見たいというふうに思っております。

#### ○委員長

先ほど 15 時 15 分ごろ、雷により、赤岩 2 丁目付近が広域で停電となっております。なお、引き続き情報収集をしておりますので、情報があればまたお伝えいたします。

#### ○中村（吉宏）委員

東京事務所の拡充というのは、私もイメージをした一つの作戦といいますか、その目的は何かというと、やはり小樽にいろいろなものを誘致してくるためのパイプといいますか、そういったところをもう少し太くしていく必要があるのではないかと、このような発想からであります。

東京事務所長も、大変だという状況も重々知りながら、それをかばって差上げたい、それもそうですけれども、やはり先ほどの数字の部分もそうですけれども、今年度は単年度黒字にはなってきているのですが、来年度以降、また不確定な要素もいろいろ出てくると思うので、こういったときにやはりしっかりした経済対策を市としてつくっていかなければならないだろうということは、本当に思っているわけでありまして。

最後ですけれども、まず総務部長には、休みがないぐらい忙しい東京事務所長にぜひ体を壊さないよう休みを差し上げていただきたいというお願いと、産業港湾部長に 1 点お伺いをしたいのですが、ここからまたさらに経済政策を伸ばしていき、今、企業誘致お話をさせていただきましても、そちら方面の何か思いといいますか、次年度、まだ、今年度も半分ありますけれども、そこに向けての思いをいただければと思いますのが、お願いします。

#### ○産業港湾部長

企業誘致に限らずということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

私も、6 月にこの部署に参りまして、まだ全ての事業を完全にわかっているかということ、なかなかそうではないところもございまして、決算特別委員会に向けて各課からヒアリングもしましたし、また、来年度の予算要求もこれからやっていく中で、部内の仕事をきちんと見直していこうとしているところでございます。

その中で、やはり産業活性化、それから商店街振興など、いろいろな部分がありますけれども、やはり観光、基幹産業である観光軸というのは一つ外せない部分だと思っております。それを、観光を使いながら、いろいろな面での波及効果を表していくということ、それもありますし、それこそ商店街振興ですとか、物産の販路拡大、そういったようなこともございまして、産業港湾部ですので、港湾の振興という部分もございまして。そういうものは、

それぞればらばらではなくて、それぞれ協力しながら、アンテナを広げながら、一体化して経済活性化、市内の経済活性化につなげて、市としては税収の拡大などといったようなものもごございますし、人口問題とか、大きな意味ではそういうものもごございますので、そこら辺、部内も一丸となりまして、いろいろ考えながら進んでいきたいというふうには思っております。

**○中村（吉宏）委員**

最後に力強いお言葉ありがとうございました。やはりおっしゃるとおり、人口減の対策と、それから経済の対策というのは、両輪でやっていかなければならないと思いますし、私も、この点についてはまた引き続きいろいろ情報を集め、お知恵も拝借しながらいろいろと質問なり提言なりをさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。